

昭和四十五年法律第二十号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 特定建築物等の維持管理（第四条—第十二条）
- 第三章 建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（第十二条の二—第十二条の五）
- 第四章 登録業者等の団体の指定（第十二条の六—第十二条の九）
- 第五章 雑則（第十二条の十一—第十四条）
- 第六章 罰則（第十四条の二—第十八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理に関し環境衛生上必要な事項等を定めることにより、その建築物における衛生的な環境の確保を図り、もつて公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「特定建築物」とは、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有する建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第一号に掲げる建築物をいう。以下同じ。）で、多数の者が使用し、又は利用し、かつ、その維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものとして政令で定めるものをいう。

2 前項の政令においては、建築物の用途、延べ面積等により特定建築物を定めるものとする。

（保健所の業務）

第三条 保健所は、この法律の施行に関し、次の業務を行なうものとする。

- 一 多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理について、環境衛生上の正しい知識の普及を図ること。
- 二 多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理について、環境衛生上の相談に応じ、及び環境衛生上必要な指導を行なうこと。

第二章 特定建築物等の維持管理

（建築物環境衛生管理基準）

第四条 特定建築物の所有者、占有者その他の者が当該特定建築物の維持管理について権原を有するものは、政令で定める基準（以下「建築物環境衛生管理基準」という。）に従つて当該特定建築物の維持管理をしなければならない。

2 建築物環境衛生管理基準は、空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、昆虫等の防除その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置について定めるものとする。

3 特定建築物以外の建築物で多数の者が使用し、又は利用するものの所有者、占有者その他の者が当該建築物の維持管理について権原を有するものは、建築物環境衛生管理基準に従つて当該建築物の維持管理をするように努めなければならない。

（特定建築物についての届出）

第五条 特定建築物の所有者（所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）（以下「特定建築物所有者等」という。）は、当該特定建築物が使用されるに至つたときは、その日から一箇月以内に、厚生労働省令の定めるところにより、当該特定建築物の所在場所、用途、延べ面積及び構造設備の概要、建築物環境衛生管理技術者の氏名その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下この章並びに第十三条第二項及び第三項において同じ。）に届け出なければならない。

2 前項の規定は、現に使用されている建築物が、第二条第一項の政令を改正する政令の施行に伴い、又は用途の変更、増築による延べ面積の増加等により、新たに特定建築物に該当することとなつた場合について準用する。この場合において、前項中「当該特定建築物が使用されるに至つたとき」とあるのは、「建築物が特定建築物に該当することとなつたとき」と読み替えるものとする。

3 特定建築物所有者等は、前二項の規定による届出事項に変更があつたとき、又は当該特定建築物が用途の変更等により特定建築物に該当しないこととなつたときは、その日から一箇月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（建築物環境衛生管理技術者の選任）

第六条 特定建築物所有者等は、当該特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行なわれるように監督をさせるため、厚生労働省令の定めるところにより、建築物環境衛生管理技術者免状を有する者のうちから建築物環境衛生管理技術者を選任しなければならない。

2 建築物環境衛生管理技術者は、当該特定建築物の維持管理が建築物環境衛生管理基準に従つて行なわれるようにするため必要があると認めるときは、当該特定建築物の所有者、占有者その他の者が当該特定建築物の維持管理について権原を有するものに対し、意見を述べることができる。この場合においては、当該権原を有する者は、その意見を尊重しなければならない。

（建築物環境衛生管理技術者免状）

第七条 建築物環境衛生管理技術者免状は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、厚生労働大臣が交付する。

- 一 厚生労働省令で定める学歴及び実務の経験を有する者又は厚生労働省令の定めるところによりこれと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者で、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習会（以下「講習会」という。）の課程を修了したもの
- 二 建築物環境衛生管理技術者試験に合格した者
- 2 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、建築物環境衛生管理技術者免状の交付を行なわないことができる。
 - 一 第三項の規定により建築物環境衛生管理技術者免状の返納を命ぜられ、その日から起算して一年を経過しない者
 - 二 この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しないもの
- 3 厚生労働大臣は、建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者が、この法律又はこの法律に基づく処分に違反したときは、その建築物環境衛生管理技術者免状の返納を命ずることができる。
- 4 都道府県知事は、建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者について、前項の処分が行なわれる必要があると認めるときは、その旨を厚生労働大臣に申し出なければならない。
- 5 建築物環境衛生管理技術者免状の交付又は再交付の手数料は政令で、建築物環境衛生管理技術者免状の交付、再交付その他建築物環境衛生管理技術者免状に関する手続的事項は厚生労働省令で定める。

（登録）

第七条の二 前条第一項第一号の登録は、厚生労働省令で定めるところにより、講習会を行おうとする者の申請により行う。

（欠格条項）

第七条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、第七条第一項第一号の登録を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第七条の十三の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの
(登録基準)

第七条の四 厚生労働大臣は、第七条の二の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 別表の上欄に掲げる科目を教授し、その時間数が同表の下欄に掲げる時間数以上であること。
- 二 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者が前号の科目を教授するものであること。
 - イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
 - ロ 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
 - ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

2 登録は、講習機関登録簿に登録を受ける者の氏名又は名称、住所、登録の年月日及び登録番号を記載してするものとする。
(登録の更新)

第七条の五 第七条第一項第一号の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(講習会の実施義務)

第七条の六 第七条第一項第一号の登録を受けた者（以下「登録講習機関」という。）は、正当な理由がある場合を除き、毎事業年度、講習会の実施に関する計画を作成し、これに従つて講習会を行わなければならない。

- 2 登録講習機関は、公正に、かつ、厚生労働省令で定める基準に適合する方法により講習会を行わなければならない。
- 3 登録講習機関は、毎事業年度の開始前に、第一項の規定により作成した計画を厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(変更の届出)

第七条の七 登録講習機関は、その氏名若しくは名称又は住所を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、厚生労働大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

第七条の八 登録講習機関は、講習会の業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、講習会の業務の開始前に、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、講習会の実施方法、講習会に関する料金その他の厚生労働省令で定める事項を定めておかななければならない。

(業務の休廃止)

第七条の九 登録講習機関は、講習会の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第七条の十 登録講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第十八条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かななければならない。

2 講習会を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

第七条の十一 厚生労働大臣は、登録講習機関が第七条の四第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第七条の十二 厚生労働大臣は、登録講習機関が第七条の六第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、その登録講習機関に対し、講習会を行うべきこと又は講習会の実施方法その他の業務の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第七条の十三 厚生労働大臣は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて講習会の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第七条の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第七条の六第三項、第七条の七から第七条の九まで、第七条の十第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第七条の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 第七条の十一又は前条の規定による命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第七条第一項第一号の登録を受けたとき。

(帳簿の備付け)

第七条の十四 登録講習機関は、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を備え、講習会に関し厚生労働省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告、検査等)

第七條の十五 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、登録講習機関に対し、業務に関して必要な報告をさせ、又はその職員に、登録講習機関の業務を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(公示)

第七條の十六 厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第七條第一項第一号の登録をしたとき。

二 第七條の七の規定による届出があつたとき。

三 第七條の九の規定による届出があつたとき。

四 第七條の十三の規定により第七條第一項第一号の登録を取り消し、又は講習会の業務の停止を命じたとき。

(建築物環境衛生管理技術者試験)

第八條 建築物環境衛生管理技術者試験は、建築物の維持管理に関する環境衛生上必要な知識について行なう。

2 建築物環境衛生管理技術者試験は、厚生労働大臣が行なう。

3 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、建築物環境衛生管理技術者試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

4 厚生労働大臣は、前項の規定により指定試験機関に試験事務の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該試験事務の全部又は一部を行わないものとする。

5 建築物環境衛生管理技術者試験は、二年以上厚生労働省令で定める実務に従事した者でなければ、受けることができない。

6 建築物環境衛生管理技術者試験の科目、受験手続その他建築物環境衛生管理技術者試験に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(建築物環境衛生管理技術者試験委員)

第九條 試験事務を行わせるため、厚生労働省に建築物環境衛生管理技術者試験委員を置く。ただし、前条第三項の規定により指定試験機関に試験事務の全部を行わせることとした場合は、この限りでない。

2 建築物環境衛生管理技術者試験委員は、厚生労働大臣が、その職員又は学識経験のある者のうちから任命する。

3 前二項に定めるもののほか、建築物環境衛生管理技術者試験委員に関し必要な事項は、政令で定める。

(指定試験機関の指定)

第九條の二 第八條第三項の指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行なう。

2 厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、申請者が、一般社団法人又は一般財団法人であつて、試験事務を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして厚生労働省令で定める要件に該当する者でなければ、第八條第三項の指定をしてはならない。

(役員の選任及び解任)

第九條の三 指定試験機関の役員の選任及び解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 厚生労働大臣は、指定試験機関の役員が、この法律(これに基づく命令又は処分を含む。)若しくは第九條の五第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員を解任すべきことを命ずることができる。

(試験委員)

第九條の四 指定試験機関は、試験事務のうち、建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受ける者として必要な知識を有するかどうかの判定に関する事務を行う場合には、試験委員にその事務を行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 前条第二項の規定は、試験委員の解任について準用する。

(試験事務規程)

第九條の五 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程(以下「試験事務規程」という。)を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、厚生労働省令で定める。

3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第九條の六 指定試験機関の役員若しくは職員(試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(監督命令)

第九條の七 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(試験事務の休廃止)

第九條の八 指定試験機関は、厚生労働大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第九條の九 厚生労働大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第九條の二第二項の厚生労働省令で定める要件に該当しなくなつたとき。

二 第九條の三第二項(第九條の四第三項において準用する場合を含む。)、第九條の五第三項又は第九條の七の規定による命令に違反したとき。

三 第九條の四第一項若しくは第二項又は前条の規定に違反したとき。

四 第九條の五第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

(厚生労働大臣による試験の実施)

第九条の十 厚生労働大臣は、指定試験機関が第九条の八の規定による厚生労働大臣の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条の規定により厚生労働大臣が指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、当該試験事務の全部若しくは一部を自ら行うものとする。

(帳簿の備付け)

第九条の十一 指定試験機関は、厚生労働省令で定めるところにより、試験に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

(報告、検査等)

第九条の十二 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、その業務に関して必要な報告をさせ、又はその職員に、その業務を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第七条の十五第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(公示)

第九条の十三 厚生労働大臣は、次の場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第八条第三項の指定をしたとき。

二 第九条の八の許可をしたとき。

三 第九条の九の規定により指定を取り消し、又は試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 第九条の十の規定により厚生労働大臣が試験事務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は同条の規定により厚生労働大臣が自ら行っていた試験事務の全部若しくは一部を行わないものとするとき。

(受験手数料)

第九条の十四 建築物環境衛生管理技術者試験を受けようとする者は、国（指定試験機関が試験事務の全部を行う場合にあっては、指定試験機関）に、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

(厚生労働省令への委任)

第九条の十五 この法律に規定するもののほか、指定試験機関及びその行う試験事務並びに試験事務の引継ぎに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(帳簿書類の備付け)

第十条 特定建築物所有者等は、厚生労働省令の定めるところにより、当該特定建築物の維持管理に関し環境衛生上必要な事項を記載した帳簿書類を備えておかなければならない。

(報告、検査等)

第十一条 都道府県知事は、厚生労働省令で定める場合において、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、特定建築物所有者等に対し、必要な報告をさせ、又はその職員に、特定建築物に立ち入り、その設備、帳簿書類その他の物件若しくはその維持管理の状況を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、その居住者の承諾を得なければならない。

2 第七条の十五第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(改善命令等)

第十二条 都道府県知事は、厚生労働省令で定める場合において、特定建築物の維持管理が建築物環境衛生管理基準に従って行なわれておらず、かつ、当該特定建築物内における人の健康をそこない、又はそこなうおそれのある事態その他環境衛生上著しく不適当な事態が存すると認めるときは、当該特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するものに対し、当該維持管理の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命じ、又は当該事態がなくなるまでの間、当該特定建築物の一部の使用若しくは関係設備の使用を停止し、若しくは制限することができる。

第三章 建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録

(登録)

第十二条の二 次の各号に掲げる事業を営んでいる者は、当該各号に掲げる事業の区分に従い、その営業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。

一 建築物における清掃を行う事業

二 建築物における空気環境の測定を行う事業

三 建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業

四 建築物における飲料水の水質検査を行う事業

五 建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業

六 建築物の排水管の清掃を行う事業

七 建築物におけるねずみその他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物として厚生労働省令で定める動物の防除を行う事業

八 建築物における清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査であつて、建築物における衛生的環境の総合的管理に必要な厚生労働省令で定める程度のものを行う事業

2 都道府県知事は、前項の登録の申請があつた場合において、その申請に係る営業所のその登録に係る事業を行うための機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項が厚生労働省令で定める基準に適合すると認めるときは、登録をしなければならない。

3 前項の基準は、多数の者が使用し、又は利用する建築物について第一項各号に掲げる事業の業務を行うのに必要かつ十分なものでなければならない。

4 登録の有効期間は、六年とする。

5 前各項に規定するもののほか、登録の申請その他登録に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(登録の表示)

第十二条の三 前条第一項の登録を受けた者（以下「登録業者」という。）は、同項の登録に係る営業所（以下「登録営業所」という。）について、同項第一号に掲げる事業に係るものにあつては登録建築物清掃業と、同項第二号に掲げる事業に係るものにあつては登録建築物空気環境測定業と、同項第三号に掲げる事業に係るものにあつては登録建築物空気調和用ダクト清掃業と、同項第四号に掲げる事業に係るものにあつては登録建築物空気調和用ダクト清掃業と、同項第五号に掲げる事業に係るものにあつては登録建築物排水管清掃業と、同項第六号に掲げる事業に係るものにあつては登録建築物ねずみ防除業と、同項第七号に掲げる事業に係るものにあつては登録建築物動物防除業とする。

るものにあつては登録建築物飲料水水質検査業と、同項第五号に掲げる事業に係るものにあつては登録建築物飲料水貯水槽清掃業と、同項第六号に掲げる事業に係るものにあつては登録建築物排水管清掃業と、同項第七号に掲げる事業に係るものにあつては登録建築物ねずみ昆虫等防除業と、同項第八号に掲げる事業に係るものにあつては登録建築物環境衛生総合管理業と表示することができる。
(登録の取消し)

第十二条の四 都道府県知事は、登録営業所が、第十二条の二第二項の基準に適合しなくなつたときは、その登録を取り消すことができる。

(報告、検査等)

第十二条の五 都道府県知事は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、登録業者に対し、その業務に関して必要な報告をさせ、又はその職員に、登録営業所に立ち入り、その設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第七条の十五第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第四章 登録業者等の団体の指定

(指定)

第十二条の六 厚生労働大臣は、登録業者の業務の改善向上を図ることを目的とし、かつ、登録業者又は登録業者の団体を社員とする一般社団法人であつて、次項に規定する業務を適正に行うことができると認められるものを、第十二条の二第一項各号に掲げる事業ごとに、その申出により、それぞれ、次項に規定する業務を全国的に行う者として指定することができる。

2 前項の指定を受けた法人(以下「指定団体」という。)は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 登録業者の業務を適正に行うため必要な技術上の基準の設定
- 二 登録業者の求めに応じて行う業務の指導
- 三 登録業者の業務に従事する者に対するその業務に必要な知識及び技能についての研修
- 四 登録業者の業務に従事する者の福利厚生に関する施設

3 指定団体は、その業務の一部を、厚生労働大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

(改善命令)

第十二条の七 厚生労働大臣は、指定団体の行う前条第二項の業務の運営に関し必要があると認めるときは、その必要の限度において、その指定団体に対し、その指定団体の業務の運営を改善するため必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第十二条の八 厚生労働大臣は、指定団体が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

(報告、検査等)

第十二条の九 厚生労働大臣は、指定団体の行う第十二条の六第二項の業務の運営に関し必要があると認めるときは、その指定団体に対し、その業務に関して必要な報告をさせ、又はその職員に、その業務を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第七条の十五第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第五章 雑則

(表示の制限)

第十二条の十 何人も、第十二条の二第一項各号に掲げる事業につき同項の登録を受けないで、当該事業に係る営業所につき第十二条の三に規定する表示又はこれに類似する表示をしてはならない。

(国又は地方公共団体の用に供する特定建築物に関する特例)

第十三条 第十一条の規定は、特定建築物が国又は地方公共団体の公用又は公共の用に供するものである場合については、適用しない。

2 都道府県知事は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、国又は地方公共団体の公用又は公共の用に供する特定建築物について、当該国若しくは地方公共団体の機関の長又はその委任を受けた者に対し、必要な説明又は資料の提出を求めることができる。

3 第十二条の規定は、特定建築物が国又は地方公共団体の公用又は公共の用に供するものである場合については、適用しない。ただし、都道府県知事は、当該特定建築物について、同条に規定する事態が存すると認めるときは、当該国若しくは地方公共団体の機関の長又はその委任を受けた者に対し、その旨を通知するとともに、当該維持管理の方法の改善その他の必要な措置を採るべきことを勧告することができる。

(審査請求)

第十三条の二 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為については、厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

(経過措置)

第十四条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第六章 罰則

第十四条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条の十三の規定による講習会の業務の停止の命令に違反した者
- 二 第九条の六第一項の規定に違反した者

第十四条の三 第九条の九の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十四条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条の九の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第七条の十四の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
- 三 第七条の十五第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による職員の立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由がないのに答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条の十一の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき
- 二 第九条の十二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による職員の立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由がないのに答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第一項から第三項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第六条第一項の規定に違反した者
- 三 第十条の規定に違反して帳簿書類を備えず、又はこれに記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者
- 四 第十一条第一項、第十二条の五第一項若しくは第十二条の九第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、これらの規定による職員の立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して、正当な理由がないのに答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 五 第十二条の規定による命令又は処分に違反した者
- 六 第十二条の七の規定による命令に違反した者

第十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第十四条の二第一号、第十四条の四又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 正当な理由がないのに、第七条第三項の規定による命令に違反して建築物環境衛生管理技術者免状を返納しなかつた者
- 二 第七条の十第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者
- 三 第十二条の十の規定に違反した者

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五五年五月一〇日法律第四四号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五章中第十三条の前に一条を加える改正規定及び第十八条の改正規定は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

(経過措置)

- 2 この法律の施行の日から起算して一年間は、都道府県知事は、この法律による改正後の建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十二条の二第二項の規定にかかわらず、登録をすることができない。

附 則 (昭和五八年一二月二日法律第七八号)

- 1 この法律(第一条を除く。)は、昭和五十九年七月一日から施行する。
- 2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令(以下「関係政令」という。)の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則 (昭和五八年一二月一〇日法律第八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

- 三 第十四条、第十六条、第十九条及び第二十条の規定、第二十二條の規定(診療放射線技師及び診療エックス線技師法第十二条から第十五条までの改正規定を除く。)並びに第五十条の規定並びに附則第四条、第五条、第十七条及び第十八条の規定 昭和五十九年十月一日

(その他の処分、申請等に係る経過措置)

第十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び第十六条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条、第五条第五項、第八条第二項、第九条又は第十条の規定により従前の例によることとされる場合における第十七条、第二十二條、第三十六條、第三十七條又は第三十九條の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成五年一一月一二日法律第八九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

(諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分に係るものを除く。)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成六年七月一日法律第八四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(食品衛生法等の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 この法律による改正後の食品衛生法、狂犬病予防法及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律の定めるところにより特別区が処理し、又は特別区の区長が管理し、及び執行することとされている事務のうち、政令で定めるものについては、当分の間、都が処理し、又は都知事が管理し、及び執行するものとする。

(その他の処分、申請等に係る経過措置)

第十三条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)に対するこの法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、附則第五条から第十条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は政令で定める。

附 則 (平成九年一月二日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

2 第三条の規定の施行の際現に建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十二条の二第一項の登録を受けている者の当該登録の有効期間については、第三条の規定による改正後の同法第十二条の二第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成一〇年五月八日法律第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中地方自治法別表第一から別表第四までの改正規定(別表第一中第八号の二を削り、第八号の三を第八号の二とし、第八号の四及び第九号の三を削り、第九号の四を第九号の三とし、第九号の五を第九号の四とする改正規定、同表第二十号の五の改正規定、別表第二第二号(十の三)の改正規定並びに別表第三第二号の改正規定を除く。)並びに附則第七条及び第九条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることによる部分に限る。)に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに第四百七十二号の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三号、第七十七号、第五十七号第四項から第六項まで、第六十条、第六十三号、第六十四号並びに第二百二条の規定 公布の日

(厚生大臣に対する再審査請求に係る経過措置)

第七十四号 施行日前にされた行政庁の処分に係る第四百四十九条から第五百十一条まで、第五百五十七号、第五百五十八号、第六百五十五号、第六百六十八号、第七百七十条、第七百七十二条、第七百七十三条、第七百七十五条、第七百七十六条、第八百八十三号、第八百八十八号、第九百九十五号、第二百一十号、第二百八十八号、第二百九十四号、第二百九十九号から第二百二十一条まで、第二百二十九号又は第二百三十八号の規定による改正前の児童福祉法第五十九条の四第二項、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十二条の四、食品衛生法第二十九条の四、旅館業法第九条の三、公衆浴場法第七条の三、医療法第七十一条の三、身体障害者福祉法第四十三条の二第二項、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の十二第二項、クリーニング業法第十四条の二第二項、狂犬病予防法第二十五条の二、社会福祉事業法第八十三条の二第二項、結核予防法第六十九条、と畜場法第二十条、歯科技工士法第二十七条の二、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第二十条の八の二、知的障害者福祉法第三十条第二項、老人福祉法第三十四条第二項、母子保健法第二十六条第二項、柔道整復師法第二十三条、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十四条第二項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四条、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第四十一条第三項又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十五条の規定に基づく再審査請求については、なお従前の例による。

(国等の事務)

第百五十九号 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第百六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第百六十号 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三号において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の

手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成一一年二月二日法律第一六〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則（平成一三年二月一四日法律第一五六号）

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「旧法」という。）第十二条の二第一項の登録を受けている者及びこの法律の施行の際現に当該登録の申請をしている者（次条に規定する者を除く。）については、当該登録に関する限りにおいて、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行の際現に旧法第十二条の二第一項第六号に掲げる事業に係る同項の登録を受けている者及びこの法律の施行の際現に当該登録の申請をしている者については、当該登録に係る事業に関する限りにおいて、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して六年間は、旧法（第十二条の六から第十二条の十まで及びこれらの規定に係る罰則を除く。）の規定は、なおその効力を有する。

第四条 この法律による改正後の建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「新法」という。）第十二条の六の規定の適用については、旧法第十二条の二第一項の規定（前条の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。）により同項第六号に掲げる事業に係る登録を受けている者は、新法第十二条の二第一項の規定により同項第八号に掲げる事業に係る登録を受けている者とみなす。

第五条 施行日から起算して六年間は、新法第十二条の十中「第十二条の二第一項各号」とあるのは「第十二条の二第一項各号又は建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第一百五十六号）附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の第十二条の二第一項第六号」と、「同項」とあるのは「第十二条の二第一項又は同法附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の第十二条の二第一項」と、「表示又はこれ」とあるのは「表示若しくは登録建築物環境衛生一般管理業の表示又はこれら」とする。

第六条 旧法第十二条の二第一項の規定（附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。）により受けている同項第六号に掲げる事業に係る登録は、当該登録を受けている者が当該登録に係る営業所について新法第十二条の二第一項第八号に掲げる事業に係る同項の登録を受けたときは、附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第十二条の二第四項の規定にかかわらず、その効力を失う。

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成一五年七月二日法律第一〇二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、第六条の規定は平成十六年四月一日から、附則第二条第一項、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第六条第一項の規定は公布の日から施行する。

(建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律による改正後の建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「新建築物衛生法」という。）第七条第一項第一号の登録を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。新建築物衛生法第七条の六第三項の規定による計画の届出及び新建築物衛生法第七条の八第一項の規定による業務規程の届出についても、同様とする。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「旧建築物衛生法」という。）第七条第一項第一号の指定を受けている者は、この法律の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、新建築物衛生法第七条第一項第一号の登録を受けているものとみなす。

- 3 この法律の施行の際現に旧建築物衛生法第七条第一項第一号の講習会の課程を修了している者に対する建築物環境衛生管理技術者免状の交付については、なお従前の例による。
(罰則の適用に関する経過措置)
- 第七条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)
- 第八条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
(検討)
- 第九条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
附 則（平成一七年五月一八日法律第四二号） 抄
(施行期日)
- 第一条** この法律は、平成十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 略
- 二 第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条の二第一項の改正規定（「並びに第二十四条」を「、第二十四条の二第二項並びに附則第二条第二項」に改める部分に限る。）、同法第八条第一項の改正規定、同法第二十四条を削り、同法第二十四条の二を同法第二十四条とし、同条の次に一条を加える改正規定及び同法第二十四条の四の改正規定（「、保健所を設置する市又は特別区」を削る部分に限る。）、第三条の規定並びに次条並びに附則第八条（「、保健所を設置する市又は特別区」を削る部分に限る。）、第十二条及び第十三条の規定 平成十八年四月一日
- 附 則（平成一七年七月一五日法律第八三号） 抄**
(施行期日)
- 第一条** この法律は、平成十九年四月一日から施行する。
(助教授の在職に関する経過措置)
- 第二条** 次に掲げる法律の規定の適用については、この法律の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。
- 一から十一まで 略
- 十二 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第七条の四
- 附 則（平成一八年六月二日法律第五〇号） 抄**
この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。
- 附 則（平成二三年六月二四日法律第七四号） 抄**
(施行期日)
- 第一条** この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
附 則（平成二五年六月一四日法律第四四号） 抄
(施行期日)
- 第一条** この法律は、公布の日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
- 第十条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
- 第十一条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
附 則（平成二六年六月一三日法律第六九号） 抄
(施行期日)
- 第一条** この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。
(経過措置の原則)
- 第五条** 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。
(訴訟に関する経過措置)
- 第六条** この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であって、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。
- 2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であって、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。
- 3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであって、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。
(罰則に関する経過措置)
- 第九条** この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)
- 第十条** 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
附 則（平成二九年五月三一日法律第四一号） 抄
(施行期日)
- 第一条** この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四十八条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第四十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成三〇年五月三〇日法律第三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 第三条中特許法第七十条第三項の改正規定、第九十条の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に一条を加える改正規定、第十二条第一項及び第六項の改正規定、第九十五条第六項の改正規定並びに第九十五条の二の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に一条を加える改正規定並びに第六条及び第七条の規定並びに附則第十一条、第十五条、第二十三条及び第二十五条から第三十二条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

別表 (第七条の四関係)

建築物衛生行政概論	十時間
建築物の構造概論	八時間
建築物の環境衛生	十二時間
空気環境の調整	二十六時間
給水及び排水の管理	二十時間
清掃	十六時間
ねずみ、昆虫等の防除	八時間

昭和四十五年政令第三百四号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令

内閣は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第二条第一項、第四条第一項、第七条第五項、第八条第四項及び第九条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定建築物）

第一条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める建築物は、次に掲げる用途に供される部分の延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第三号に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。）が三千平方メートル以上の建築物及び専ら学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（第三号において「第一条学校等」という。）の用途に供される建築物で延べ面積が八千平方メートル以上のものとする。

- 一 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場
- 二 店舗又は事務所
- 三 第一条学校等以外の学校（研修所を含む。）
- 四 旅館

（建築物環境衛生管理基準）

第二条 法第四条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 空気環境の調整は、次に掲げるところによること。

イ 空気調和設備（空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給（排出を含む。以下この号において同じ。）をすることができる設備をいう。ニにおいて同じ。）を設けている場合は、厚生労働省令で定めるところにより、居室における次の表の各号の上欄に掲げる事項がおおむね当該各号の下欄に掲げる基準に適合するように空気を浄化し、その温度、湿度又は流量を調節して供給をすること。

一 浮遊粉じんの量	空気一立方メートルにつき〇・一五ミリグラム以下
二 一酸化炭素の含有率	百万分の六以下
三 二酸化炭素の含有率	百万分の千以下
四 温度	一 十八度以上二十八度以下 二 居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと。
五 相対湿度	四十パーセント以上七十パーセント以下
六 気流	〇・五メートル毎秒以下
七 ホルムアルデヒドの量	空気一立方メートルにつき〇・一ミリグラム以下

ロ 機械換気設備（空気を浄化し、その流量を調節して供給をすることができる設備をいう。）を設けている場合は、厚生労働省令で定めるところにより、居室におけるイの表の第一号から第三号まで、第六号及び第七号の上欄に掲げる事項がおおむね当該各号の下欄に掲げる基準に適合するように空気を浄化し、その流量を調節して供給をすること。

ハ イの表の各号の下欄に掲げる基準を適用する場合における当該各号の上欄に掲げる事項についての測定の方法は、厚生労働省令で定めるところによること。

ニ 空気調和設備を設けている場合は、厚生労働省令で定めるところにより、病原体によつて居室の内部の空気が汚染されることを防止するための措置を講ずること。

二 給水及び排水の管理は、次に掲げるところによること。

イ 給水に関する設備（水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第九項に規定する給水装置を除く。ロにおいて同じ。）を設けて人の飲用その他の厚生労働省令で定める目的のために水を供給する場合は、厚生労働省令で定めるところにより、同法第四条の規定による水質基準に適合する水を供給すること。

ロ 給水に関する設備を設けてイに規定する目的以外の目的のために水を供給する場合は、厚生労働省令で定めるところにより、人の健康に係る被害が生ずることを防止するための措置を講ずること。

ハ 排水に関する設備の正常な機能が阻害されることにより汚水の漏出等が生じないように、当該設備の補修及び掃除を行うこと。

三 清掃及びねずみその他の厚生労働省令で定める動物（ロにおいて「ねずみ等」という。）の防除は、次に掲げるところによること。

イ 厚生労働省令で定めるところにより、掃除を行い、廃棄物を処理すること。

ロ 厚生労働省令で定めるところにより、ねずみ等の発生及び侵入の防止並びに駆除を行うこと。

（手数料）

第三条 建築物環境衛生管理技術者免状（以下「免状」という。）の交付又は再交付の手数料の額は、次のとおりとする。

一 免状の交付 二千三百円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する場合（以下「電子情報処理組織を使用する場合」という。）にあつては、二千二百五十円）

二 免状の再交付 千九百円（電子情報処理組織を使用する場合にあつては、千八百円）

（登録講習機関の登録の有効期間）

第四条 法第七条の五第一項の政令で定める期間は、五年とする。

第五条 建築物環境衛生管理技術者試験の受験手数料の額は、一万三千九百円とする。

（建築物環境衛生管理技術者試験委員）

第六条 建築物環境衛生管理技術者試験委員（以下「委員」という。）の数は、三十人以内とする。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

附 則 抄

1 この政令は、法の施行の日（昭和四十五年十月十三日）から施行する。

附 則（昭和四十八年五月一七政令第一三六号）

この政令は、昭和四十八年十一月一日から施行する。

附 則（昭和五〇年七月一八政令第二二六号）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、昭和五十一年七月一日から施行する。

附 則（昭和五三年四月七政令第一二三号）抄

(施行期日)

- 1 この政令は、昭和五十三年六月二十三日から施行する。
附 則 (昭和五九年四月一三日政令第九五号)
この政令は、昭和五十九年四月二十日から施行する。
附 則 (昭和五九年六月二一日政令第二〇六号)
この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。
附 則 (昭和六〇年四月二日政令第七七号)
この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和六二年三月二〇日政令第四三号)
この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。
附 則 (平成元年三月二二日政令第五六号)
この政令は、平成元年四月一日から施行する。
附 則 (平成三年三月一九日政令第三九号)
この政令は、平成三年四月一日から施行する。
附 則 (平成六年三月二四日政令第六四号)
この政令は、平成六年四月一日から施行する。
附 則 (平成九年三月二四日政令第五七号) 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、平成九年四月一日から施行する。
附 則 (平成一二年三月一七日政令第六五号)
この政令は、平成十二年四月一日から施行する。
附 則 (平成一二年六月七日政令第三〇九号) 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。
附 則 (平成一四年一〇月一一日政令第三〇九号)
この政令は、平成十五年四月一日から施行する。
附 則 (平成一五年一二月一九日政令第五三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律(以下「法」という。)の施行の日(平成十六年三月三十一日)から施行する。

附 則 (平成一六年三月一九日政令第四六号)

この政令は、平成十六年三月二十九日から施行する。

附 則 (平成二五年六月一四日政令第一八三号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年一二月二四日政令第四一二号) 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。
附 則 (令和元年一二月一三日政令第一八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。

附 則 (令和三年一二月二四日政令第三四七号)

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

昭和四十六年厚生省令第二号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第五条第一項、第六条第一項、第七条第一項第一号及び同条第五項、第八条第三項及び第四項、第十条、第十一条第一項及び第十二条並びに建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和四十五年政令第三百四号）第二条第一号イの表の第二号及び同条同号ハの規定に基づき、並びに同法を実施するため、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則を次のように定める。

目次

- 第一章 特定建築物の維持管理（第一条―第二十二條）
- 第二章 建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（第二十三條―第三十三條）
- 第三章 登録業者等の団体の指定（第三十四條―第三十六條）
- 第四章 雑則（第三十七條―第四十一條）

附則

第一章 特定建築物の維持管理

（特定建築物についての届出）

第一条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号。以下「法」という。）第五条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届書を当該特定建築物（法第二条第一項に規定する特定建築物をいう。以下同じ。）の所在場所を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下この章において同じ。）に提出して行ふものとする。

- 一 特定建築物の名称
 - 二 特定建築物の所在場所
 - 三 特定建築物の用途
 - 四 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和四十五年政令第三百四号。以下「令」という。）第一条各号に掲げる用途に供される部分の延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第三号に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。）
 - 五 特定建築物の構造設備の概要
 - 六 特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するもの（以下「特定建築物維持管理権原者」という。）の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
 - 七 特定建築物の所有者（所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）（以下「特定建築物所有者等」という。）の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
 - 八 建築物環境衛生管理技術者の氏名、住所及び免許番号並びにその者が他の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者である場合にあつては、当該特定建築物の名称及び所在場所
 - 九 特定建築物が使用されるに至つた年月日
- 2 法第五条第二項において準用する同条第一項の規定による届出については、前項第九号中「特定建築物が使用される」とあるのは、「特定建築物に該当する」と読み替えるものとする。
- 3 第一項（前項の規定により読み替える場合を含む。）の届書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。
- 一 特定建築物の所有者以外に特定建築物維持管理権原者がある場合（次号に掲げる場合を除く。）当該特定建築物維持管理権原者が当該特定建築物の維持管理について権原を有することを証する書類
 - 二 特定建築物の所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者がある場合 当該者が当該特定建築物について当該権原を有することを証する書類
- 4 法第五条第三項の規定による届出は、第一項若しくは第二項の規定による届出事項に変更があつた旨又は当該特定建築物が特定建築物に該当しないこととなつた旨を記載した届書を当該特定建築物の所在場所を管轄する都道府県知事に提出して行ふものとする。この場合において、当該変更が前項各号の権原を有する者の変更を伴うときは、当該変更後の当該各号に定める書類を添付しなければならない。

第二条 削除

（空調設備又は機械換気設備の維持管理）

第三条 令第二条第一号イ又はロの規定により空調設備又は機械換気設備を設けて空気を供給する場合は、同号イ又はロに定める基準に適合する空気を供給するため、厚生労働大臣が別に定める技術上の基準に従い、これらの設備の維持管理に努めなければならない。

（空気環境の測定方法）

第三条の二 令第二条第一号ハの規定による測定の方法は、次の各号の定めるところによる。

- 一 当該特定建築物の通常の使用時間中に、各階ごとに、居室の中央部の床上七十五センチメートル以上百五十センチメートル以下の位置において、次の表の各号の上欄に掲げる事項について当該各号の下欄に掲げる測定器（次の表の第二号から第六号までの下欄に掲げる測定器についてはこれと同程度以上の性能を有する測定器を含む。）を用いて行ふこと。

一 浮遊粉じんの量	グラスファイバーろ紙（○・三マイクロメートルのステアリン酸粒子を九九・九パーセント以上捕集する性能を有するものに限る。）を装着して相対沈降径がおおむね十マイクロメートル以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の登録を受けた者により当該機器を標準として較正された機器
二 一酸化炭素の含有率	検知管方式による一酸化炭素検定器
三 二酸化炭素の含有率	検知管方式による二酸化炭素検定器
四 温度	○・五度目盛の温度計
五 相対湿度	○・五度目盛の乾湿球湿度計
六 気流	○・二メートル毎秒以上の気流を測定することができる風速計
七 ホルムアルデヒドの量	二・四―ジニトロフェニルヒドラジン捕集―高速液体クロマトグラフ法により測定する機器、四―アミノ―三―ヒドラジノー五―メルカプト―二・四―トリアゾール法により測定する機器又は厚生労働大臣が別に指定する測定器

- 二 令第二条第一号イの表の第一号から第三号までの上欄に掲げる事項について、当該各号の下欄に掲げる数値と比較すべき数値は、一日の使用時間中の平均値とすること。
- 三 次に掲げる区分に従い、それぞれ次に定める事項について、**二月以内ごとに一回、定期に、測定**すること。
- イ 空気調和設備を設けている場合 令第二条イの表の第一号から第六号までの上欄に掲げる事項
- ロ 機械換気設備を設けている場合 令第二条イの表の第一号から第三号まで及び第六号の上欄に掲げる事項
- 四 特定建築物の建築（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第十三号に規定する建築をいう。）、大規模の修繕（同条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同条第十五号に規定する大規模の模様替をいう。）（以下「建築等」と総称する。）を行ったときは、当該建築等を行った階層の居室における令第二条第一号イの表の第七号の上欄に掲げる事項について、当該建築等を完了し、その使用を開始した日以後最初に到来する測定期間（六月一日から九月三十日までの期間をいう。以下同じ。）中に一回、測定すること。

（登録）

第三条の三 前条第一号の表第一号の登録は、同号の較正の業務を行おうとする者の申請により行う。

2 前項の規定により登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名及び住所
- 二 較正の業務を行う事業所の名称及び所在地
- 三 較正の業務を開始しようとする年月日
- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 申請者が個人である場合は、その住民票の写し
- 二 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 三 申請者が次条各号の規定に該当しないことを説明した書類
- 四 第三条の五第一項第一号に掲げる機械器具その他の設備の数、性能、所有又は借入れの別、所在場所を記載した書類
- 五 較正の業務を実施する者の氏名及び略歴
- 六 申請者が法人である場合は、その役員の氏名及び略歴を記載した書類
- 七 較正の業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

（欠格条項）

第三条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条の二第一号の表第一号の登録を受けることができない。

- 一 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第三条の十四の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

（登録基準）

第三条の五 厚生労働大臣は、第三条の三の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 次に掲げる較正の業務を行うために必要な機械器具を有し、これを用いて較正の業務を行うものであること。

- イ ステアリン酸粒子発生装置
- ロ 電子顕微鏡
- ハ 電子顕微鏡用画像撮影装置
- ニ ローボリウムエアサンプラー
- ホ 精密天秤
- ヘ 積算流量計
- ト 設置型粉じん計
- チ チャンバー
- リ フロート型面積流量計
- 二 較正の業務を行う者が次のいずれかに該当するものであること。
- イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において、理学、医学、歯学、薬学、保健学、衛生学、工学、農学若しくは獣医学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、一年以上理化学的検査の実務に従事した経験を有する者
- ロ 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。第六条第四号及び第二十七条第三号ハにおいて同じ。）又は高等専門学校において、生物学又は工業化学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、三年以上理化学的検査の実務に従事した経験を有する者
- ハ イ及びロに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
- 三 次に掲げる較正の信頼性の確保のための措置がとられていること。
- イ 較正の業務を行う部門に専任の管理者が置かれていること。
- ロ 較正の業務の管理及び精度の確保に関する文書が作成されていること。
- ハ ロに掲げる文書に記載されたところに従い、専ら較正の業務の管理及び精度の確保を行う部門が置かれていること。

2 登録は、較正機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録の年月日及び登録番号
- 二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 登録を受けた者が較正の業務を行う事業所の名称及び所在地

（登録の更新）

第三条の六 第三条の二第一号の表第一号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（実施義務）

第三条の七 第三条の二第一号の表第一号の登録を受けた者（以下「登録較正機関」という。）は、同号の機器の較正の申込みがあつたときは、正当な理由がある場合を除き、較正を行わなければならない。

2 登録較正機関は、公正に較正の業務を行わなければならない。

(変更の届出)

第三条の八 登録校正機関は、その氏名若しくは名称、住所、校正の業務を行う事業所の名称又は所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、厚生労働大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

第三条の九 登録校正機関は、校正の業務に関する規程（以下「校正業務規程」という。）を定め、校正の業務の開始前に厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 校正業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

- 一 校正の業務の実施方法
- 二 校正の業務に関する料金
- 三 前号の料金の収納方法に関する事項
- 四 校正済証明書の発行に関する事項
- 五 校正の業務に関する書類及び帳簿の保存に関する事項
- 六 第三条の十一第二項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、校正の業務に関し必要な事項

(業務の休廃止)

第三条の十 登録校正機関は、校正の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、休止又は廃止しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第三条の十一 登録校正機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2 校正を申し込もうとする者その他の利害関係人は、登録校正機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録校正機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次のいずれかのものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
 - イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調整するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(適合命令)

第三条の十二 厚生労働大臣は、登録校正機関が第三条の五第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録校正機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第三条の十三 厚生労働大臣は、登録校正機関が第三条の七第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、その登録校正機関に対し、校正の業務を行うべきこと又は校正の業務の実施方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第三条の十四 厚生労働大臣は、登録校正機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて校正の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第三条の四第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第三条の八から第三条の十まで、第三条の十一第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第三条の十一第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 第三条の十二又は前条の規定による命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第三条の二第一号の表第一号の登録を受けたとき。

(帳簿の備付け)

第三条の十五 登録校正機関は、校正の業務を実施したときは、校正の実施年月日、実施者の氏名及び校正を行つた機器の名称を記載した帳簿を作成し、校正の業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

(報告の徴収)

第三条の十六 厚生労働大臣は、校正の業務の適正な実施を確保するため必要な限度において、登録校正機関に対し、登録校正機関の業務又は経理の状況に関し報告させることができる。

(公示)

第三条の十七 厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。

- 一 第三条の二第一号の表第一号の登録をしたとき。
- 二 第三条の八の規定による届出があつたとき。
- 三 第三条の十の規定による届出があつたとき。
- 四 第三条の十四の規定により第三条の二第一号の表第一号の登録を取り消し、又は校正の業務の停止を命じたとき。

2 前項の規定による公示は、厚生労働省のホームページに掲載する方法により行うものとする。

(空気調和設備に関する衛生上必要な措置)

第三条の十八 令第二条第一号ニに規定する措置は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 冷却塔及び加湿装置に供給する水を水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第四条に規定する水質基準に適合させるため必要な措置

二 冷却塔及び冷却水について、当該冷却塔の使用開始時及び使用を開始した後、一月以内ごとに一回、定期的に、その汚れの状況を点検し、必要に応じ、その清掃及び換水等を行うこと。ただし、一月を超える期間使用しない冷却塔に係る当該使用しない期間においては、この限りでない。

三 加湿装置について、当該加湿装置の使用開始時及び使用を開始した後、一月以内ごとに一回、定期的に、その汚れの状況を点検し、必要に応じ、その清掃等を行うこと。ただし、一月を超える期間使用しない加湿装置に係る当該使用しない期間においては、この限りでない。

四 空気調和設備内に設けられた排水受けについて、当該排水受けの使用開始時及び使用を開始した後、一月以内ごとに一回、定期的に、その汚れ及び閉塞の状況を点検し、必要に応じ、その清掃等を行うこと。ただし、一月を超える期間使用しない排水受けに係る当該使用しない期間においては、この限りでない。

五 冷却塔、冷却水の水管及び加湿装置の清掃を、それぞれ一年以内ごとに一回、定期的に、行うこと。

(令第二条第二号イの厚生労働省令で定める目的)

第三条の十九 令第二条第二号イの厚生労働省令で定める目的は、人の飲用、炊事用、浴用その他人の生活の用（旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条第一項の規定による許可を受けた者が経営する施設（第四条の二において「旅館」という。）における浴用を除く。）に供することとする。

(飲料水に関する衛生上必要な措置等)

第四条 令第二条第二号イに規定する水の供給は、次の各号の定めるところによる。

一 給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率を百万分の〇・一（結合残留塩素の場合は、百万分の〇・四）以上に保持すること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率は、百万分の〇・二（結合残留塩素の場合は、百万分の一・五）以上とすること。

二 貯水槽の点検等有害物、汚水等によつて水が汚染されるのを防止するため必要な措置

三 水道法第三条第二項に規定する水道事業の用に供する水道又は同条第六項に規定する専用水道から供給を受ける水のみを水源として前条に規定する目的のための水（以下「飲料水」という。）を供給する場合は、当該飲料水の水質検査を次に掲げるところにより行うこと。

イ 水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号。以下「水質基準省令」という。）の表中一の項、二の項、六の項、九の項、十一の項、三十二の項、三十四の項、三十五の項、三十八の項、四十の項及び四十六の項から五十一の項までの項の上欄に掲げる事項について、六月以内ごとに一回、定期的に、行うこと。

ロ 水質基準省令の表中十の項、二十一の項から三十一の項までの項の上欄に掲げる事項について、毎年、測定期間中に一回、行うこと。

四 地下水その他の前号に掲げる水以外の水を水源の全部又は一部として飲料水を供給する場合は、当該飲料水の水質検査を次に掲げるところにより行うこと。

イ 給水を開始する前に、水質基準省令の表の上欄に掲げるすべての事項について行うこと。

ロ 水質基準省令の表中一の項、二の項、六の項、九の項、十一の項、三十二の項、三十四の項、三十五の項、三十八の項、四十の項及び四十六の項から五十一の項までの項の上欄に掲げる事項について、六月以内ごとに一回、定期的に、行うこと。

ハ 水質基準省令の表中十の項、二十一の項から三十一の項までの項の上欄に掲げる事項について、毎年、測定期間中に一回、行うこと。

ニ 水質基準省令の表中十四の項、十六の項から二十の項までの項及び四十五の項の上欄に掲げる事項について、三年以内ごとに一回、定期的に、行うこと。

五 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

六 第四号に掲げる場合においては、特定建築物の周辺の井戸等における水質の変化その他の事情から判断して、当該飲料水について水質基準省令の表の上欄に掲げる事項が同表の下欄に掲げる基準に適合しないおそれがあるときは、同表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

七 遊離残留塩素の検査及び貯水槽の清掃を、それぞれ七日以内、一年以内ごとに一回、定期的に、行うこと。

八 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させること。

2 令第二条第二号イの規定により給水に関する設備を設けて飲料水を供給する場合は、同号イに定める基準に適合する水を供給するため、厚生労働大臣が別に定める技術上の基準に従い、これらの設備の維持管理に努めなければならない。

(雑用水に関する衛生上必要な措置等)

第四条の二 令第二条第二号ロに規定する措置は、次の各号に掲げるものとする。ただし、旅館における浴用に供する水を供給する場合は第三条の十九に規定する目的以外の目的のための水（旅館における浴用に供する水を除く。以下「雑用水」という。）を水道法第三条第二項に規定する水道事業の用に供する水道若しくは同条第六項に規定する専用水道から供給を受ける水のみを水源として供給する場合は、この限りでない。

一 給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率を百万分の〇・一（結合残留塩素の場合は、百万分の〇・四）以上に保持すること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率は、百万分の〇・二（結合残留塩素の場合は、百万分の一・五）以上とすること。

二 雑用水の水槽の点検等有害物、汚水等によつて水が汚染されるのを防止するため必要な措置

三 散水、修景又は清掃の用に供する水にあつては、次に掲げるところにより維持管理を行うこと。

イ し尿を含む水を原水として用いないこと。

ロ 次の表の各号の上欄に掲げる事項が当該各号の下欄に掲げる基準に適合するものであること。

一 pH値	五・八以上八・六以下であること。
二 臭気	異常でないこと。
三 外観	ほとんど無色透明であること。
四 大腸菌	検出されないこと。

五 濁度	二度以下であること。
------	------------

ハ ロの表の第一号から第三号までの上欄に掲げる事項の検査を七日以内ごとに一回、第四号及び第五号の上欄に掲げる事項の検査を二月以内ごとに一回、定期に、行うこと。

四 水洗便所の用に供する水にあつては、次に掲げるところにより維持管理を行うこと。

イ 前号ロの表の第一号から第四号までの上欄に掲げる事項が当該各号の下欄に掲げる基準に適合するものであること。

ロ 前号ロの表の第一号から第三号の上欄に掲げる事項の検査を七日以内ごとに一回、第四号の上欄に掲げる事項の検査を二月以内ごとに一回、定期に、行うこと。

五 遊離残留塩素の検査を、七日以内ごとに一回、定期に、行うこと。

六 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに供給を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を使用者又は利用者に周知すること。

2 令第二条第二号ロの規定により給水に関する設備を設けて雑用水を供給する場合は、人の健康に係る被害が生ずることを防止するため、厚生労働大臣が別に定める技術上の基準に従い、これらの設備の維持管理に努めなければならない。ただし、旅館における浴用に供する水を供給する場合又は雑用水を水道法第三条第二項に規定する水道事業の用に供する水道若しくは同条第六項に規定する専用水道から供給を受ける水のみを水源として供給する場合は、この限りでない。

(排水に関する設備の掃除等)

第四条の三 特定建築物維持管理権原者は、排水に関する設備の掃除を、六月以内ごとに一回、定期に、行わなければならない。

2 特定建築物維持管理権原者は、厚生労働大臣が別に定める技術上の基準に従い、排水に関する設備の補修、掃除その他当該設備の維持管理に努めなければならない。

(防除を行う動物)

第四条の四 令第二条第三号の厚生労働省令で定める動物は、ねずみ、昆虫その他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物(以下「ねずみ等」という。)とする。

(清掃等及びねずみ等の防除)

第四条の五 令第二条第三号イに規定する掃除は、日常行うもののほか、大掃除を、六月以内ごとに一回、定期に、統一的に行うものとする。

2 令第二条第三号ロに規定するねずみ等の発生及び侵入の防止並びに駆除は、次の各号の定めるところによる。

一 ねずみ等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにねずみ等による被害の状況について、六月以内ごとに一回、定期に、統一的に調査を実施し、当該調査の結果に基づき、ねずみ等の発生を防止するため必要な措置を講ずること。

二 ねずみ等の防除のため殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第十四条又は第十九条の二の規定による承認を受けた医薬品又は医薬部外品を用いること。

3 令第二条第三号イ及びロの規定により掃除、廃棄物の処理、ねずみ等の発生及び侵入の防止並びに駆除を行う場合は、厚生労働大臣が別に定める技術上の基準に従い、掃除及びねずみ等の防除並びに掃除用機器等及び廃棄物処理設備の維持管理に努めなければならない。

(建築物環境衛生管理技術者の選任)

第五条 特定建築物所有者等は、特定建築物ごとに建築物環境衛生管理技術者を選任しなければならない。

2 特定建築物所有者等は、前項の規定による選任を行う場合において、選任しようとする者が同時に二以上の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者を兼ねることとなるときには、当該二以上の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者となつてもその業務の遂行に支障がないことを確認しなければならない。

3 前項の規定は、特定建築物所有者等が現に選任している建築物環境衛生管理技術者が、新たに他の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者を兼ねようとする場合について準用する。

4 特定建築物所有者等は、第二項(前項において準用する場合を含む。第二十条第一項第三号において同じ。)の規定による確認を行う場合において、当該特定建築物について当該特定建築物所有者等以外に特定建築物維持管理権原者があるときは、あらかじめ、当該特定建築物維持管理権原者の意見を聴かなければならない。

(受講資格)

第六条 法第七条第一項第一号の厚生労働省令で定める学歴及び実務の経験を有する者は、次に掲げる者とする。

一 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)又は旧大学令に基づく大学において理学、医学、歯学、薬学、保健学、衛生学、工学、農学又は獣医学の正規の課程を修めて卒業した後、一年以上建築物の維持管理に関する実務に従事した経験又は一年以上第二十一条第二項に規定する環境衛生監視員(以下この条及び次条において「環境衛生監視員」という。)として勤務した経験を有する者

二 防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)による防衛大学校において本科における理工学の正規の課程を修めて卒業した後、一年以上建築物の維持管理に関する実務に従事した経験又は一年以上環境衛生監視員として勤務した経験を有する者

三 国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)による海上保安大学校を卒業した後、一年以上建築物の維持管理に関する実務に従事した経験又は一年以上環境衛生監視員として勤務した経験を有する者

四 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校において理学、医学、歯学、薬学、保健学、衛生学、工学、農学又は獣医学の正規の課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、三年以上建築物の維持管理に関する実務に従事した経験又は三年以上環境衛生監視員として勤務した経験を有する者

五 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)に基づく中等学校(以下「高等学校等」という。)において工業に関する学科を修めて卒業した後、五年以上建築物の維持管理に関する実務に従事した経験又は五年以上環境衛生監視員として勤務した経験を有する者

六 学校教育法第九十条の規定により大学に入学することができる者又は旧中等学校令に基づく中等学校を卒業した者で、五年以上建築物の維持管理に関する実務に従事する者を指導監督した経験又は五年以上環境衛生監視員として勤務した経験を有するもの

七 厚生労働大臣が前各号と同等以上の学歴及び実務の経験を有すると認める者

第七条 法第七条第一項第一号の規定により前条各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者は、次に掲げる者とする。

一 医師

二 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第四条第一項に規定する一級建築士の免許を受けた者

三 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)第三十二条第一項の規定により登録を受けた技術士(機械部門、電気・電子部門、水道部門又は衛生工学部門に係る登録を受けた者に限る。)

四 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第二十九条第一項に規定する第一種冷凍機械責任者免状の交付を受けた後一年以上建築物の維持管理に関する実務に従事した経験若しくは一年以上環境衛生監視員として勤務した経験を有する者又は同項に規定する第

二種冷凍機械責任者免状の交付を受けた後二年以上建築物の維持管理に関する実務に従事した経験若しくは二年以上環境衛生監視員として勤務した経験を有する者

五 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十二年法律第七十六号）第二条に規定する臨床検査技師の免許を受けた後二年以上建築物の維持管理に関する実務に従事した経験又は二年以上環境衛生監視員として勤務した経験を有する者

六 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十四条第一項に規定する第一種電気主任技術者免状若しくは第二種電気主任技術者免状の交付を受けた後一年以上建築物の維持管理に関する実務に従事した経験若しくは一年以上環境衛生監視員として勤務した経験を有する者又は同項に規定する第三種電気主任技術者免状の交付を受けた後二年以上建築物の維持管理に関する実務に従事した経験若しくは二年以上環境衛生監視員として勤務した経験を有する者

七 労働安全衛生法（昭和三十七年法律第五十七号）第十二条の規定により衛生管理者の免許を受けた後、労働安全衛生規則（昭和三十七年労働省令第三十二号）第七条第一項第五号イに掲げる事業場において専任の衛生管理者として五年以上建築物の維持管理に関する実務に従事した経験又は五年以上環境衛生監視員として勤務した経験を有する者（学校教育法第九十条の規定により大学に入学することができる者又は旧中等学校令に基づく中等学校を卒業した者に限る。）

八 ボイラー及び压力容器安全規則（昭和三十七年労働省令第三十三号）第九十七条第一号に規定する特級ボイラ技士免許を受けた後一年以上建築物の維持管理に関する実務に従事した経験若しくは一年以上環境衛生監視員として勤務した経験を有する者又は同条第二号に規定する一級ボイラ技士免許を受けた後四年以上建築物の維持管理に関する実務に従事した経験若しくは四年以上環境衛生監視員として勤務した経験を有する者

九 厚生労働大臣が前各号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

第八条 第六条第一号から第六号まで及び前条第四号から第八号までの各号にいう建築物の維持管理に関する実務は、令第一条各号に掲げる用途その他これに類する用途に供される部分の延べ面積がおおむね三千平方メートルを超える建築物の当該用途に供される部分において業として行う環境衛生上の維持管理に関する実務とし、当該実務（第六条第六号にいう建築物の維持管理に関する実務を除く。）には、掃除その他これに類する単純な労務を含まないものとする。

（免状の申請手続）

第九条 法第七条第一項の規定により建築物環境衛生管理技術者免状（以下「免状」という。）の交付を受けようとする者は、様式第一号による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和三十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和三十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者にあつては、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し）

二 法第七条第一項第一号の規定により厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習会の課程を修了した者にあつては、当該講習会の課程を修了したことを証する書類及び第六条各号又は第七条各号のいずれかに該当する者であることを証する書類

2 第一項の申請書には、令第三条第一号に規定する手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

（免状の様式）

第十条 法第七条第一項の規定により交付する免状の様式は、様式第二号による。

（免状の書換え交付）

第十一条 免状の交付を受けている者は、免状の記載事項に変更を生じたときは、免状に第九条第一項第一号に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に免状の書換え交付を申請することができる。

2 前項の免状の書換え交付の申請書の様式は、様式第三号による。

（免状の再交付）

第十二条 免状の交付を受けている者は、免状を破り、よごし、又は失つたときは、厚生労働大臣に免状の再交付を申請することができる。

2 前項の免状の再交付の申請書の様式は、様式第四号による。

3 前項の申請書には、令第三条第二号に規定する手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

4 免状を破り、又はよごした者が第一項の申請をする場合には、申請書にその免状を添えなければならない。

5 免状の交付を受けている者は、免状の再交付を受けた後、失つた免状を発見したときは、五日以内に、これを厚生労働大臣に返還するものとする。

（免状の返還）

第十三条 免状の交付を受けている者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法（昭和三十二年法律第二百二十四号）に規定する届出義務者は、一箇月以内に、厚生労働大臣に免状を返還するものとする。

（登録の申請）

第十四条 法第七条の二の規定により法第七条第一項第一号の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名及び住所

二 法第七条第一項第一号の講習会（以下「講習会」という。）の業務を行う事業所の名称及び所在地

三 講習会の業務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請者が個人である場合は、その住民票の写し

二 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書

三 申請者が法第七条の三各号の規定に該当しないことを説明した書類

四 講習科目及び時間数

五 申請に係る講習の講師の氏名、略歴及び担当する講習科目

六 申請に係る講習に用いる機械器具その他の設備の種類、数、性能及びそれらの所有又は借入れの別

七 申請者が法人である場合は、その役員の氏名及び略歴を記載した書類

八 講習会の業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

（講習会の実施基準）

第十四条の二 法第七条の六第二項の厚生労働省令で定める基準は、同時に一講師の教授を受ける者の数はおおむね百人以下であることとする。

(業務規程に定める事項)

第十四条の三 法第七条の八第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 講習会の実施方法
 - 二 講習会に関する料金
 - 三 前号の料金の収納方法に関する事項
 - 四 講習の講師の選任及び解任に関する事項
 - 五 講習科目及び時間に関する事項
 - 六 講習会の修了の認定に関する事項
 - 七 講習会の業務に関する書類及び帳簿の保存に関する事項
 - 八 講習会の実施に関する計画に関する事項
 - 九 法第七条の十第二項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項
 - 十 前各号に掲げるもののほか、講習会の業務に関し必要な事項
- (休業止の届出様式)

第十四条の四 法第七条の九の厚生労働省令で定める様式は、様式第四号の二による。

(電磁的記録に記録された情報の内容を表示する方法)

第十四条の五 法第七条の十第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された情報の内容を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(電磁的記録に記録された情報の内容を提供する方法)

第十四条の六 法第七条の十第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める方法は、次のいずれかの方法とする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調整するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(帳簿)

第十四条の七 法第七条第一項第一号の登録を受けた者は、講習会の業務を実施したときは、講習会の業務の実施年月日、受講者の氏名、生年月日、住所、修了年月日及び修了者の氏名を記載した帳簿を作成し、講習会の業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

(試験事務の範囲)

第十四条の八 厚生労働大臣は、法第八条第三項の規定によりその指定する者（以下「指定試験機関」という。）に建築物環境衛生管理技術者試験（以下「試験」という。）の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）の全部又は一部を行わせようとするときは、指定試験機関に行わせる試験事務の範囲を定めるものとする。

(受験資格)

第十五条 法第八条第五項の厚生労働省令で定める実務は、令第一条各号に掲げる用途その他これに類する用途に供される建築物の当該用途に供される部分において業として行う環境衛生上の維持管理に関する実務とする。

(試験の公示)

第十六条 試験を施行する期日及び場所並びに受験願書の提出期限は、あらかじめ、官報で公示する。

(試験科目)

第十七条 試験の科目は、次のとおりとする。

- 一 建築物衛生行政概論
- 二 建築物の構造概論
- 三 建築物の環境衛生
- 四 空気環境の調整
- 五 給水及び排水の管理
- 六 清掃
- 七 ねずみ、昆虫等の防除

(受験の申請)

第十八条 試験を受けようとする者は、様式第五号による受験願書に次に掲げる書類を添えて、これを厚生労働大臣（指定試験機関が受験手続に関する試験事務を行う場合にあつては、指定試験機関）に提出しなければならない。

- 一 法第八条第五項に該当する者であることを証する書類
- 二 写真（出願前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦四・五センチメートル横三・五センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）

(指定の申請)

第十九条 法第九条の二第一項の規定により申請を行おうとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所
 - 二 試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
 - 三 行おうとする試験事務の範囲
 - 四 試験事務を開始しようとする年月日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 定款及び登記事項証明書
 - 二 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表
 - 三 申請の日を含む事業年度における事業計画書及び収支予算書
 - 四 役員の氏名及び略歴を記載した書類
 - 五 現に行っている業務の概要を記載した書類
 - 六 試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
 - 七 次条に規定する要件に適合することを証する書類

(指定の要件)

第十九条の二 法第九条の二第二項の厚生労働省令で定める要件は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 申請者が、その行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがないこと。
- 四 申請者の役員のうちに、次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

ロ 法第九条の三第二項の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

- 2 申請者が、法第九条の九の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であるときは、法第八条第三項の指定を行わないものとする。

(指定試験機関の名称等の変更の届出)

第十九条の三 指定試験機関は、その名称若しくは住所又は試験事務を行う事務所の名称若しくは所在地を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 変更後の指定試験機関の名称若しくは住所又は試験事務を行う事務所の名称若しくは所在地
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

- 2 指定試験機関は、試験事務を行う事務所を新設し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 新設し、又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地

二 新設し、又は廃止しようとする事務所において試験事務を開始し、又は廃止しようとする年月日

三 新設又は廃止の理由

(役員の選任及び解任の認可の申請)

第十九条の四 指定試験機関は、法第九条の三第一項の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 選任又は解任に係る役員の氏名及び略歴

二 選任又は解任の理由

(試験委員の要件)

第十九条の五 法第九条の四第二項の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物衛生に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつた者

二 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後十年以上国、地方公共団体、一般社団法人又は一般財団法人その他これらに準ずるものの研究機関において建築物衛生に関する研究の業務に従事した経験を有するもの

三 厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

(試験委員の選任又は解任の届出)

第十九条の六 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、その日から十五日以内に、試験委員の氏名、略歴、担当する試験の科目及び選任の理由を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 2 指定試験機関は、試験委員の氏名について変更が生じたとき、試験委員の担当する試験の科目を変更したとき、又は試験委員を解任したときは、その日から十五日以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(試験事務規程の認可の申請)

第十九条の七 指定試験機関は、法第九条の五第一項前段の規定により試験事務規程の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該試験事務規程を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 2 指定試験機関は、法第九条の五第一項後段の規定により試験事務規程の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 変更の内容

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

(試験事務規程の記載事項)

第十九条の八 法第九条の五第二項の試験事務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

- 一 試験事務の実施の方法に関する事項
- 二 受験手数料の収納の方法に関する事項
- 三 試験事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
- 四 試験事務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
- 五 その他試験事務の実施に関し必要な事項

(試験事務の休廃止の許可の申請)

第十九条の九 指定試験機関は、法第九条の八の規定により許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする試験事務の範囲

二 試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする年月日

三 試験事務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間

四 試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする理由

(帳簿)

第十九条の十 指定試験機関は、試験を実施したときは、合格者の氏名、生年月日、住所、受験年月日、受験地及び受験番号を記載した帳簿を作成し、試験事務を廃止するまで保存しなければならない。

(試験結果の報告)

第十九条の十一 指定試験機関は、試験を実施したときは、遅滞なく、試験実施年月日、受験申請者数、受験者数及び合格者数を記載した試験結果報告書並びに合格者の氏名、生年月日、住所及び受験番号を記載した合格者一覧を、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(公示)

第十九条の十二 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報に公示しなければならない。

法第八条第三項の指定をしたとき。	一 指定試験機関の名称及び住所 二 行うことのできる試験事務の範囲 三 指定をした年月日
法第九条の八の許可をしたとき。	一 指定試験機関の名称及び住所 二 休止し、又は廃止する試験事務の範囲 三 休止し、又は廃止する年月日 四 休止しようとする場合にあつては、その期間
法第九条の九の規定により指定を取り消し、又は試験事務の停止を命じたとき。	一 指定試験機関の名称及び住所 二 指定を取り消し、又は試験事務の停止を命じた年月日 三 試験事務の停止を命じた場合にあつては、停止を命じた試験事務の範囲及びその期間
法第九条の十の規定により厚生労働大臣が試験事務を自ら行うものとするとき。	一 行うものとした試験事務の範囲 二 試験事務を行うものとした年月日
法第九条の十の規定により厚生労働大臣が自ら行っていた試験事務を行わないものとするとき。	一 行わないものとした試験事務の範囲 二 試験事務を行わないものとした年月日

(受験手数料の納付)

第十九条の十三 法第九条の十四第一項の規定による受験手数料は、国に納付する場合にあつては様式第五号による受験願書に当該受験手数料の額に相当する額の収入印紙をはるることにより、指定試験機関に納付する場合にあつては法第九条の五第一項に規定する試験事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

(事業計画の認可等)

第十九条の十四 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(試験事務の引継ぎ等)

第十九条の十五 指定試験機関は、法第九条の八の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を廃止する場合、法第九条の九の規定により指定を取り消された場合又は法第九条の十の規定により厚生労働大臣が試験事務の全部若しくは一部を自ら行う場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 試験事務を厚生労働大臣に引き継ぐこと。
- 二 試験事務に関する帳簿及び書類を厚生労働大臣に引き継ぐこと。
- 三 その他厚生労働大臣が必要と認める事項

(帳簿書類)

第二十条 特定建築物所有者等は、次の各号に掲げる帳簿書類を備えておかななければならない。

- 一 空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃並びにねずみ等の防除の状況（これらの措置に関する測定又は検査の結果並びに当該措置に関する設備の点検及び整備の状況を含む。）を記載した帳簿書類
- 二 当該特定建築物の平面図及び断面図並びに当該特定建築物の維持管理に関する設備の配置及び系統を明らかにした図面
- 三 第五条第二項の規定による確認の結果（同条第四項の規定による意見の聴取を行った場合は当該意見の内容を含む。）を記載した書面
- 四 その他当該特定建築物の維持管理に関し環境衛生上必要な事項を記載した帳簿書類

2 前項第一号及び第四号の帳簿書類は、五年間保存しなければならない。

(報告、検査等)

第二十一条 法第十一条第一項の厚生労働省令で定める場合は、都道府県知事が必要と認める場合とする。

2 法第十一条第一項及び第十二条の五第一項の職権を行う者を環境衛生監視員と称し、法第十一条第二項において準用する法第七条の十五第二項及び法第十二条の五第二項において準用する法第七条の十五第二項の規定によりその携帯する証明書は、別に定める。

(改善命令)

第二十二条 法第十二条の厚生労働省令で定める場合は、法第十一条第一項の規定による権限を行使した場合とする。

第二章 建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録

(人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物)

第二十三条 法第十二条の二第一項第七号の厚生労働省令で定める動物は、第四条の四に規定する動物とする。

(建築物における衛生的環境の総合的管理に必要な程度)

第二十四条 法第十二条の二第一項第八号の厚生労働省令で定める程度のもは、清掃、空気調和設備及び機械換気設備の運転、日常的な点検及び補修（以下この条において「運転等」という。）並びに空気環境の測定、給水及び排水に関する設備の運転等並びに給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の検査並びに給水栓における水の色、濁り、臭い及び味の検査であつて、特定建築物の衛生的環境の維持管理に必要な程度のもとする。

(建築物清掃業の登録基準)

第二十五条 法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第一号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備（以下この条において「清掃用機械器具等」という。）、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

- 一 次の機械器具を有すること。
 - イ 真空掃除機
 - ロ 床みがき機
- 二 清掃作業の監督を行う者が、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項に規定する技能検定であつてビルクリーニングの職種（等級の区分が一般のものに限る。）に係るものに合格した者又は免状の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う清掃作業の監督を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しない者

- ロ イの講習の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う清掃作業の監督を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しないもの
- 三 清掃作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。
 - イ 清掃作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。
 - ロ 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となつて定期的に行われるものであること。
 - ハ その内容が、清掃用機械器具等及び清掃作業に用いる資材の使用法並びに清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。
 - ニ その指導に当たる者が、ハの内容を指導するのに適当と認められる者であること。
- 四 清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。
(清掃作業監督者講習等の登録)

第二十五条の二 前条第二号イ及びロ並びに第三号ロの登録は、当該講習、再講習又は研修の業務を行おうとする者の申請により行う。

2 前項の規定により登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名及び住所
- 二 講習、再講習又は研修の業務を行う事業所の名称及び所在地
- 三 講習、再講習又は研修の業務を開始しようとする年月日
- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 申請者が個人である場合は、その住民票の写し
 - 二 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - 三 申請者が次条各号の規定に該当しないことを説明した書類
 - 四 講習、再講習又は研修の科目及び時間数
 - 五 申請に係る講習、再講習又は研修の講師の氏名、略歴及び担当する科目
 - 六 申請に係る講習、再講習又は研修に用いる機械器具その他の設備の種類、数、性能及びそれらの所有又は借入れの別
 - 七 申請者が法人である場合は、その役員の名簿及び略歴を記載した書類
 - 八 講習、再講習又は研修の業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類
(欠格条項)

第二十五条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロの登録を受けることができない。

- 一 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第二十五条の十三の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの
(清掃作業監督者講習等の登録基準)

第二十五条の四 厚生労働大臣は、第二十五条の二の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 第二十五条第二号イの登録 講習の内容が次に該当するものであること。
 - イ 講習の科目及び時間数は、次のとおりであること。
 - (1) 建築物環境衛生制度 二時間以上
 - (2) 建築物の衛生的管理 八時間以上
 - (3) 作業監督の実際 三時間以上
 - ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの科目を教授するものであること。
 - (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
 - (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
 - (3) (1) 又は (2) に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
- 二 第二十五条第二号ロの登録 再講習の内容が次に該当するものであること。
 - イ 再講習は、次に掲げる事項について行うものとし、当該再講習の総時間数は、六時間以上とするものであること。
 - (1) 清掃作業の監督を行う者として必要な知識に関すること。
 - (2) 新たな技術、社会情勢の変化及び関係法令の内容に関すること。
 - ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの事項を教授するものであること。
 - (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
 - (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
 - (3) (1) 又は (2) に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
- 三 第二十五条第三号ロの登録 研修の内容が次に該当するものであること。
 - イ 定期的に行われるものであること。
 - ロ 研修の内容が、清掃用機械器具等及び清掃作業に用いる資材の使用法並びに清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。
 - ハ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がロの内容を教授するものであること。
 - (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
 - (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
 - (3) (1) 又は (2) に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
- 2 登録は、監督者講習機関等登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
 - 一 登録を受けた講習、再講習又は研修の種類
 - 二 登録の年月日及び登録番号
 - 三 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 四 登録を受けた者が講習、再講習又は研修の業務を行う事業所の名称及び所在地

(清掃作業監督者講習等の登録の更新)

第二十五条の五 第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロの登録は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(実施義務)

第二十五条の六 第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロの登録を受けた者（以下「清掃作業監督者講習等登録機関」という。）は、正当な理由がある場合を除き、毎事業年度、講習、再講習又は研修の業務の実施に関する計画を作成し、これに従つて公正に、講習、再講習又は研修の業務を行わなければならない。

2 清掃作業監督者講習等登録機関は、毎事業年度の開始前に、第一項の規定により作成した計画を厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(変更の届出)

第二十五条の七 清掃作業監督者講習等登録機関は、その氏名若しくは名称、住所又は講習、再講習若しくは研修の業務を行う事業所の名称若しくは所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、厚生労働大臣に届け出なければならない。

(清掃作業監督者講習等業務規程)

第二十五条の八 清掃作業監督者講習等登録機関は、清掃作業監督者講習等の業務に関する規程（以下「清掃作業監督者講習等業務規程」という。）を定め、講習、再講習又は研修の業務の開始前に厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 清掃作業監督者講習等業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

- 一 講習、再講習又は研修の実施方法
- 二 講習、再講習又は研修に関する料金
- 三 前号の料金の収納方法に関する事項
- 四 講習、再講習又は研修の講師の選任及び解任に関する事項
- 五 講習、再講習又は研修の科目及び時間に関する事項
- 六 講習、再講習又は研修の修了の認定に関する事項
- 七 講習、再講習又は研修の業務に関する書類及び帳簿の保存に関する事項
- 八 講習、再講習又は研修の実施に関する計画に関する事項
- 九 第二十五条の十第二項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、講習、再講習又は研修の業務に関し必要な事項

(業務の休廃止)

第二十五条の九 清掃作業監督者講習等登録機関は、講習、再講習又は研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、休止又は廃止しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第二十五条の十 清掃作業監督者講習等登録機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財務諸表等を作成し、五年間事業所に備えて置かななければならない。

2 講習、再講習又は研修を受講しようとする者その他の利害関係人は、清掃作業監督者講習等登録機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、清掃作業監督者講習等登録機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次のいずれかのものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
 - イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調整するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(適合命令)

第二十五条の十一 厚生労働大臣は、清掃作業監督者講習等登録機関が第二十五条の四第一項各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その清掃作業監督者講習等登録機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第二十五条の十二 厚生労働大臣は、清掃作業監督者講習等登録機関が第二十五条の六第一項の規定に違反していると認めるときは、その清掃作業監督者講習等登録機関に対し、講習、再講習若しくは研修の業務を行うべきこと又は講習、再講習若しくは研修の業務の実施方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第二十五条の十三 厚生労働大臣は、清掃作業監督者講習等登録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて講習、再講習又は研修の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第二十五条の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第二十五条の六第二項、第二十五条の七から第二十五条の九まで、第二十五条の十第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第二十五条の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 第二十五条の十一又は前条の規定による命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロの登録を受けたとき。

(帳簿の備付け)

第二十五条の十四 清掃作業監督者講習等登録機関は、講習、再講習又は研修の業務を実施したときは、講習、再講習又は研修の業務の実施年月日、受講者の氏名、生年月日、住所、修了年月日及び修了者の氏名を記載した帳簿を作成し、講習、再講習又は研修の業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

(報告の徴収)

第二十五条の十五 厚生労働大臣は、講習、再講習又は研修の業務の適正な実施を確保するため必要な限度において、清掃作業監督者講習等登録機関に対し、清掃作業監督者講習等登録機関の業務又は経理の状況に関し報告させることができる。

(公示)

第二十五条の十六 厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。

- 一 第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロの登録をしたとき。
 - 二 第二十五条の七の規定による届出があつたとき。
 - 三 第二十五条の九の規定による届出があつたとき。
 - 四 第二十五条の十三の規定により第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロの登録を取り消し、又は講習、再講習若しくは研修の業務の停止を命じたとき。
- 2 前項の規定による公示は、厚生労働省のホームページに掲載する方法により行うものとする。

(建築物空気環境測定業の登録基準)

第二十六条 法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第二号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

- 一 第三条の二第一号の表の第一号から第六号の下欄に掲げる測定器(同表第二号から第六号までの下欄に掲げる測定器については、これと同程度以上の性能を有する測定器を含む。)及び空気環境の測定作業に必要な器具を有すること。
- 二 空気環境の測定を行う者が次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気環境の測定を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しない者
 - ロ イの講習の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気環境の測定を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しないもの
 - ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
- 三 空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

(空気環境測定実施者講習等登録機関)

第二十六条の二 前条第二号イ及びロの登録は、当該講習又は再講習の業務を行おうとする者の申請により行う。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 前条第二号イの登録 講習の内容が次に該当するものであること。
 - イ 講習の科目及び時間数は、次のとおりであること。
 - (1) 建築物環境衛生制度 二時間以上
 - (2) 建築設備概論 三時間以上
 - (3) 空気環境管理概論 四時間以上
 - (4) 空気環境測定各論 十八時間以上
 - (5) 実務指導 六時間以上
 - ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの科目を教授するものであること。
 - (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
 - (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者(当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。)で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
 - (3) (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
 - 二 前条第二号ロの登録 再講習の内容が次に該当するものであること。
 - イ 再講習は、次に掲げる事項について行うものとし、当該再講習の総時間数は、十一時間以上とするものであること。
 - (1) 空気環境の測定を行う者として必要な知識に関すること。
 - (2) 新たな技術、社会情勢の変化及び関係法令の内容に関すること。
 - ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの事項を教授するものであること。
 - (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
 - (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者(当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。)で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
 - (3) (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
- 3 第二十五条の二第二項及び第三項、第二十五条の三並びに第二十五条の四第二項の規定は第一項の登録について、第二十五条の五から第二十五条の十六までの規定は第一項の登録を受けて講習又は再講習の業務を行う者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第二十五条の二第二項及び第三項並びに第二十五条の四第二項	講習、再講習又は研修	講習又は再講習
第二十五条の三	第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ	第二十六条第二号イ及びロ
	第二十五条の十三	第二十六条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の十三
第二十五条の五	第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ	第二十六条第二号イ及びロ

第二十五条の六	第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ 清掃作業監督者講習等登録機関 講習、再講習又は研修	第二十六条第二号イ及びロ 空気環境測定実施者講習等登録機関 講習又は再講習
第二十五条の七	清掃作業監督者講習等登録機関 講習、再講習若しくは研修	空気環境測定実施者講習等登録機関 講習若しくは再講習
第二十五条の九、第二十五条の十、第二十五条の十四及び第二十五条の十五	清掃作業監督者講習等登録機関 講習、再講習又は研修	空気環境測定実施者講習等登録機関 講習又は再講習
第二十五条の八	清掃作業監督者講習等業務規程 清掃作業監督者講習等登録機関 清掃作業監督者講習等 講習、再講習又は研修	空気環境測定実施者講習等業務規程 空気環境測定実施者講習等登録機関 空気環境測定実施者講習等 講習又は再講習
	第二十五条の十第二項第二号及び第四号	第二十六条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の十第二項第二号及び第四号
第二十五条の十一	清掃作業監督者講習等登録機関 第二十五条の四第一項各号	空気環境測定実施者講習等登録機関 第二十六条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の四第一項各号
第二十五条の十二	清掃作業監督者講習等登録機関 第二十五条の六第一項 講習、再講習若しくは研修	空気環境測定実施者講習等登録機関 第二十六条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の六第一項 講習若しくは再講習
第二十五条の十三	清掃作業監督者講習等登録機関 講習、再講習又は研修 第二十五条の三第一号又は第三号	空気環境測定実施者講習等登録機関 講習又は再講習 第二十六条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の三第一号又は第三号
	第二十五条の六第二項、第二十五条の七から第二十五条の九まで、第二十五条の十第一項又は次条	第二十六条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の六第二項、第二十五条の七から第二十五条の九まで、第二十五条の十第一項又は次条
	第二十五条の十第二項各号	第二十六条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の十第二項各号
	第二十五条の十一	第二十六条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の十一
	第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ	第二十六条第二号イ及びロ
第二十五条の十六	第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ 第二十五条の七 第二十五条の九 第二十五条の十三 講習、再講習若しくは研修	第二十六条第二号イ及びロ 第二十六条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の七 第二十六条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の九 第二十六条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の十三 講習若しくは再講習

(建築物空気調用用ダクト清掃業の登録基準)

第二十六条の三 法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第三号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

一 次の機械器具を有すること。

- イ 電気ドリル及びシャー又はニブラ
- ロ 内視鏡（写真を撮影することができるものに限る。）
- ハ 電子天びん又は化学天びん
- ニ コンプレッサー
- ホ 集じん機
- ヘ 真空掃除機

二 空気調用用ダクトの清掃作業の監督を行う者が次のいずれかに該当するものであること。

- イ 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気調用用ダクトの清掃作業の監督を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しない者
- ロ イの講習の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気調用用ダクトの清掃作業の監督を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しないもの
- ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

三 空気調用用ダクトの清掃作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。

- イ 空気調用用ダクトの清掃作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。
- ロ 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となつて定期的に行われるものであること。
- ハ その内容が、空気調用用ダクトの清掃作業に用いる機械器具の使用法並びに空気調用用ダクトの清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。
- ニ その指導に当たる者が、ハの内容を指導するのに適当と認められる者であること。

四 空気調用用ダクトの清掃作業及び空気調用用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

(ダクト清掃作業監督者講習等登録機関)

第二十六条の四 前条第二号イ及びロ並びに第三号ロの登録は、当該講習、再講習又は研修の業務を行おうとする者の申請により行う。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 前条第二号イの登録 講習の内容が次に該当するものであること。

イ 講習の科目及び時間数は、次のとおりであること。

- (1) 建築物環境衛生制度 二時間以上
- (2) 空調衛生概論 四時間以上
- (3) 建築設備概論 五時間以上
- (4) 作業の安全管理 二時間以上
- (5) ダクト清掃各論 十五時間以上

ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの科目を教授するものであること。

- (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
- (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
- (3) (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

二 前条第二号ロの登録 再講習の内容が次に該当するものであること。

イ 再講習は、次に掲げる事項について行うものとし、当該再講習の総時間数は、十時間以上とするものであること。

- (1) 空気調和用ダクトの清掃作業の監督を行う者として必要な知識に関すること。
- (2) 新たな技術、社会情勢の変化及び関係法令の内容に関すること。

ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの事項を教授するものであること。

- (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
- (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
- (3) (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

三 前条第三号ロの登録 研修の内容が次に該当するものであること。

イ 定期的に行われるものであること。

ロ 研修の内容が、空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具の使用法並びに空気調和用ダクトの清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。

ハ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がロの内容を教授するものであること。

- (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
- (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
- (3) (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

3 第二十五条の二第二項及び第三項、第二十五条の三並びに第二十五条の四第二項の規定は第一項の登録について、第二十五条の五から第二十五条の十六までの規定は第一項の登録を受けて講習、再講習又は研修の業務を行う者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第二十五条の三	第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ	第二十六条の三第二号イ及びロ並びに第三号ロ
	第二十五条の十三	第二十六条の四第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の十三
第二十五条の五	第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ	第二十六条の三第二号イ及びロ並びに第三号ロ
第二十五条の六	第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ	第二十六条の三第二号イ及びロ並びに第三号ロ
	清掃作業監督者講習等登録機関	ダクト清掃作業監督者講習等登録機関
第二十五条の七、 第二十五条の九、 第二十五条の十、 第二十五条の十四及び 第二十五条の十五	清掃作業監督者講習等登録機関	ダクト清掃作業監督者講習等登録機関
第二十五条の八	清掃作業監督者講習等業務規程	ダクト清掃作業監督者講習等業務規程
	清掃作業監督者講習等登録機関	ダクト清掃作業監督者講習等登録機関
	清掃作業監督者講習等	ダクト清掃作業監督者講習等
	第二十五条の十第二項第二号及び第四号	第二十六条の四第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の十第二項第二号及び第四号
第二十五条の十一	清掃作業監督者講習等登録機関	ダクト清掃作業監督者講習等登録機関
	第二十五条の四第一項各号	第二十六条の四第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の四第一項各号
第二十五条の十二	清掃作業監督者講習等登録機関	ダクト清掃作業監督者講習等登録機関
	第二十五条の六第一項	第二十六条の四第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の六第一項
第二十五条の十三	清掃作業監督者講習等登録機関	ダクト清掃作業監督者講習等登録機関

	第二十五条の三第一号又は第三号	第二十六条の四第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の三第一号又は第三号
	第二十五条の六第二項、第二十五条の七から第二十五条の九まで、第二十五条の第十一項又は次条	第二十六条の四第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の六第二項、第二十五条の七から第二十五条の九まで、第二十五条の第十一項又は次条
	第二十五条の十第二項各号	第二十六条の四第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の十第二項各号
	第二十五条の十一	第二十六条の四第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の十一
	第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ	第二十六条の三第二号イ及びロ並びに第三号ロ
第二十五条の十六	第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ	第二十六条の三第二号イ及びロ並びに第三号ロ
	第二十五条の七	第二十六条の四第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の七
	第二十五条の九	第二十六条の四第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の九
	第二十五条の十三	第二十六条の四第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の十三

(建築物飲料水水質検査業の登録基準)

第二十七条 法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第四号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

一 次の機械器具を有すること。

- イ 高圧蒸気滅菌器及び恒温器
- ロ フレームレス原子吸光度計、誘導結合プラズマ発光分光分析装置又は誘導結合プラズマ質量分析装置
- ハ イオンクロマトグラフ
- ニ 乾燥器
- ホ 全有機炭素定量装置
- ヘ pH計
- ト 分光光度計又は光電光度計
- チ ガスクロマトグラフ質量分析計
- リ 電子天びん又は化学天びん

二 水質検査を適確に行うことのできる検査室を有すること。

三 水質検査を行う者が次のいずれかに該当するものであること。

- イ 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において、理学、医学、歯学、薬学、保健学、衛生学、工学、農学若しくは獣医学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、一年以上水質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学的検査の実務に従事した経験を有する者
- ロ 臨床検査技師であつて、一年以上水質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学的検査の実務に従事した経験を有する者
- ハ 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において、生物学若しくは工業化学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、二年以上水質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学的検査の実務に従事した経験を有する者
- ニ イ、ロ又はハに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

四 水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

(建築物飲料水貯水槽清掃業の登録基準)

第二十八条 法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第五号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

一 次の機械器具を有すること。

- イ 揚水ポンプ
- ロ 高圧洗浄機
- ハ 残水処理機
- ニ 換気ファン
- ホ 防水型照明器具
- ヘ 色度計、濁度計及び残留塩素測定器

二 前号の機械器具を適切に保管することのできる専用の保管庫を有すること。

三 第一号の機械器具は、飲料水の貯水槽の清掃に専用のものであること。

四 飲料水の貯水槽の清掃作業の監督を行う者が次のいずれかに該当するものであること。

- イ 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う貯水槽の清掃作業の監督を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しない者
- ロ イの講習の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う貯水槽の清掃作業の監督を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しないもの
- ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

五 飲料水の貯水槽の清掃作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。

- イ 貯水槽の清掃作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。
- ロ 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となつて定期的に行われるものであること。
- ハ その内容が、貯水槽の清掃方法、塗装方法及び消毒方法並びに貯水槽の清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。
- ニ その指導に当たる者が、ハの内容を指導するのに適当と認められる者であること。

六 飲料水の貯水槽の清掃作業及び飲料水の貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

(貯水槽清掃作業監督者講習等登録機関)

第二十八条の二 前条第四号イ及びロ並びに第五号ロの登録は、当該講習、再講習又は研修の業務を行おうとする者の申請により行う。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。
- 一 前条第四号イの登録 講習の内容が次に該当するものであること。
 - イ 講習の科目及び時間数は、次のとおりであること。
 - (1) 建築物環境衛生制度 二時間以上
 - (2) 給水衛生概論 七時間以上
 - (3) 建築設備概論 五時間以上
 - (4) 作業の安全管理 二時間以上
 - (5) 貯水槽清掃各論 十二時間以上
 - ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの科目を教授するものであること。
 - (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
 - (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
 - (3) (1) 又は (2) に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
 - 二 前条第四号ロの登録 再講習の内容が次に該当するものであること。
 - イ 再講習は、次に掲げる事項について行うものとし、当該再講習の総時間数は、十時間以上とするものであること。
 - (1) 貯水槽の清掃作業の監督を行う者として必要な知識に関すること。
 - (2) 新たな技術、社会情勢の変化及び関係法令の内容に関すること。
 - ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの事項を教授するものであること。
 - (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
 - (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
 - (3) (1) 又は (2) に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
 - 三 前条第五号ロの登録 研修の内容が次に該当するものであること。
 - イ 定期的に行われるものであること。
 - ロ 研修の内容が、貯水槽の清掃方法、塗装方法及び消毒方法及びに貯水槽の清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。
 - ハ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がロの内容を教授するものであること。
 - (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
 - (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
 - (3) (1) 又は (2) に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
- 3 第二十五条の二第二項及び第三項、第二十五条の三並びに第二十五条の四第二項の規定は第一項の登録について、第二十五条の五から第二十五条の十六までの規定は第一項の登録を受けて講習、再講習又は研修の業務を行う者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第二十五条の三	第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ	第二十八条第四号イ及びロ並びに第五号ロ
	第二十五条の十三	第二十八条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の十三
第二十五条の五	第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ	第二十八条第四号イ及びロ並びに第五号ロ
第二十五条の六	第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ	第二十八条第四号イ及びロ並びに第五号ロ
	清掃作業監督者講習等登録機関	貯水槽清掃作業監督者講習等登録機関
第二十五条の七、第二十五条の九、第二十五条の十、第二十五条の十四及び第二十五条の十五	清掃作業監督者講習等登録機関	貯水槽清掃作業監督者講習等登録機関
第二十五条の八	清掃作業監督者講習等業務規程	貯水槽清掃作業監督者講習等業務規程
	清掃作業監督者講習等登録機関	貯水槽清掃作業監督者講習等登録機関
	清掃作業監督者講習等	貯水槽清掃作業監督者講習等
	第二十五条の十第二項第二号及び第四号	第二十八条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の十第二項第二号及び第四号
第二十五条の十一	清掃作業監督者講習等登録機関	貯水槽清掃作業監督者講習等登録機関
	第二十五条の四第一項各号	第二十八条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の四第一項各号
第二十五条の十二	清掃作業監督者講習等登録機関	貯水槽清掃作業監督者講習等登録機関
	第二十五条の六第一項	第二十八条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の六第一項
第二十五条の十三	清掃作業監督者講習等登録機関	貯水槽清掃作業監督者講習等登録機関
	第二十五条の三第一号又は第三号	第二十八条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の三第一号又は第三号

	第二十五条の六第二項、第二十五条の七から第二十五条の九まで、第二十五条の十第一項又は次条	第二十八条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の六第二項、第二十五条の七から第二十五条の九まで、第二十五条の十第一項又は次条
	第二十五条の十第二項各号	第二十八条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の十第二項各号
	第二十五条の十一	第二十八条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の十一
	第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ	第二十八条第四号イ及びロ並びに第五号ロ
第二十五条の十六	第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ	第二十八条第四号イ及びロ並びに第五号ロ
	第二十五条の七	第二十八条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の七
	第二十五条の九	第二十八条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の九
	第二十五条の十三	第二十八条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の十三

(建築物排水管清掃業の登録基準)

第二十八条の三 法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第六号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

- 一 次の機械器具を有すること。
 - イ 内視鏡（写真を撮影することができるものに限る。）
 - ロ 高圧洗浄機、高圧ホース及び洗浄ノズル
 - ハ ワイヤ式管清掃機
 - ニ 空圧式管清掃機
 - ホ 排水ポンプ
- 二 前号の機械器具を適切に保管することのできる専用の保管庫を有すること。
- 三 第一号の機械器具は、排水管の清掃に専用のものであること。
- 四 排水管の清掃作業の監督を行う者が次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う排水管の清掃作業の監督を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しない者
 - ロ イの講習の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う排水管の清掃作業の監督を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しないもの
 - ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
- 五 排水管の清掃作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。
 - イ 排水管の清掃作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。
 - ロ 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となつて定期的に行われるものであること。
 - ハ その内容が、排水管の清掃作業に用いる機械器具の使用法並びに排水管の清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。
 - ニ その指導に当たる者が、ハの内容を指導するのに適当と認められる者であること。
- 六 排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

(排水管清掃作業監督者講習等登録機関)

第二十八条の四 前条第四号イ及びロ並びに第五号ロの登録は、当該講習、再講習又は研修の業務を行おうとする者の申請により行う。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 前条第四号イの登録 講習の内容が次に該当するものであること。
 - イ 講習の科目及び時間数は、次のとおりであること。
 - (1) 建築物環境衛生制度 二時間以上
 - (2) 排水衛生概論 二時間以上
 - (3) 建築設備概論 五時間以上
 - (4) 作業の安全管理 二時間以上
 - (5) 排水管清掃各論 十五時間以上
 - ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの科目を教授するものであること。
 - (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
 - (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
 - (3) (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
- 二 前条第四号ロの登録 再講習の内容が次に該当するものであること。
 - イ 再講習は、次に掲げる事項について行うものとし、当該再講習の総時間数は、十時間以上とするものであること。
 - (1) 排水管の清掃作業の監督を行う者として必要な知識に関すること。
 - (2) 新たな技術、社会情勢の変化及び関係法令の内容に関すること。
 - ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの事項を教授するものであること。
 - (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
 - (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
 - (3) (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
- 三 前条第五号ロの登録 研修の内容が次に該当するものであること。
 - イ 定期的に行われるものであること。
 - ロ 研修の内容が、排水管の清掃作業に用いる機械器具の使用法並びに排水管の清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。

ハ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がロの内容を教授するものであること。

- (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
- (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
- (3) (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

3 第二十五条の二第二項及び第三項、第二十五条の三並びに第二十五条の四第二項の規定は第一項の登録について、第二十五条の五から第二十五条の十六までの規定は第一項の登録を受けて講習、再講習又は研修の業務を行う者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第二十五条の三	第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ	第二十八条の三第四号イ及びロ並びに第五号ロ
	第二十五条の十三	第二十八条の四第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の十三
第二十五条の五	第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ	第二十八条の三第四号イ及びロ並びに第五号ロ
第二十五条の六	第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ	第二十八条の三第四号イ及びロ並びに第五号ロ
	清掃作業監督者講習等登録機関	排水管清掃作業監督者講習等登録機関
第二十五条の七	清掃作業監督者講習等登録機関	排水管清掃作業監督者講習等登録機関
第二十五条の九、第二十五条の十、第二十五条の十四及び第二十五条の十五		
第二十五条の八	清掃作業監督者講習等業務規程	排水管清掃作業監督者講習等業務規程
	清掃作業監督者講習等登録機関	排水管清掃作業監督者講習等登録機関
	清掃作業監督者講習等	排水管清掃作業監督者講習等
	第二十五条の十第二項第二号及び第四号	第二十八条の四第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の十第二項第二号及び第四号
第二十五条の十一	清掃作業監督者講習等登録機関	排水管清掃作業監督者講習等登録機関
	第二十五条の四第一項各号	第二十八条の四第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の四第一項各号
第二十五条の十二	清掃作業監督者講習等登録機関	排水管清掃作業監督者講習等登録機関
	第二十五条の六第一項	第二十八条の四第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の六第一項
第二十五条の十三	清掃作業監督者講習等登録機関	排水管清掃作業監督者講習等登録機関
	第二十五条の三第一号又は第三号	第二十八条の四第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の三第一号又は第三号
	第二十五条の六第二項、第二十五条の七から第二十五条の九まで、第二十五条の十第一項又は次条	第二十八条の四第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の六第二項、第二十五条の七から第二十五条の九まで、第二十五条の十第一項又は次条
	第二十五条の十第二項各号	第二十八条の四第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の十第二項各号
	第二十五条の十一	第二十八条の四第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の十一
	第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ	第二十八条の三第四号イ及びロ並びに第五号ロ
第二十五条の十六	第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ	第二十八条の三第四号イ及びロ並びに第五号ロ
	第二十五条の七	第二十八条の四第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の七
	第二十五条の九	第二十八条の四第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の九
	第二十五条の十三	第二十八条の四第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の十三

(建築物ねずみ昆虫等防除業の登録基準)

第二十九条 法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第七号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

一 次の機械器具を有すること。

- イ 照明器具、調査用トラップ及び実体顕微鏡
- ロ 毒じ皿、毒じ箱及び捕そ器
- ハ 噴霧機及び散粉機
- ニ 真空掃除機
- ホ 防毒マスク及び消火器

二 前号の機械器具及び防除作業に用いる薬剤を適切に保管することのできる専用の保管庫を有すること。

三 ねずみ等の防除作業の監督を行う者が次のいずれかに該当するものであること。

- イ 厚生労働大臣の登録を受けた者が行うねずみ等の防除作業の監督を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しない者
- ロ イの講習の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣の登録を受けた者が行うねずみ等の防除作業の監督を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しないもの
- ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

四 ねずみ等の防除作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。

- イ ねずみ等の防除作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。

- ロ 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となつて定期的に行われるものであること。
 - ハ その内容が、ねずみ等の防除作業に用いられる機械器具及び薬剤の種類及び使用方法並びに防除作業の安全及び衛生に関するものであること。
 - ニ その指導に当たる者が、ハの内容を指導するのに適当と認められる者であること。
- 五 ねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

(防除作業監督者講習等登録機関)

第二十九条の二 前条第三号イ及びロ並びに第四号ロの登録は、当該講習、再講習又は研修の業務を行おうとする者の申請により行う。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 前条第三号イの登録 講習の内容が次に該当するものであること。
 - イ 講習の科目及び時間数は、次のとおりであること。
 - (1) 建築物環境衛生制度 二時間以上
 - (2) 殺そ殺虫剤 六時間以上
 - (3) 作業と安全管理 六時間以上
 - (4) ねずみ昆虫等防除各論 十六時間以上
 - (5) 実技 二時間以上
 - ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの科目を教授するものであること。
 - (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
 - (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
 - (3) (1) 又は (2) に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
 - 二 前条第三号ロの登録 再講習の内容が次に該当するものであること。
 - イ 再講習は、次に掲げる事項について行うものとし、当該再講習の総時間数は、十二時間以上とするものであること。
 - (1) ねずみ等の防除作業の監督を行う者として必要な知識に関すること。
 - (2) 新たな技術、社会情勢の変化及び関係法令の内容に関すること。
 - ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの事項を教授するものであること。
 - (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
 - (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
 - (3) (1) 又は (2) に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
 - 三 前条第四号ロの登録 研修の内容が次に該当するものであること。
 - イ 定期的に行われるものであること。
 - ロ 研修の内容が、ねずみ等の防除作業に用いられる機械器具及び薬剤の種類及び使用方法並びに防除作業の安全及び衛生に関するものであること。
 - ハ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がロの内容を教授するものであること。
 - (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
 - (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
 - (3) (1) 又は (2) に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
- 3 第二十五条の二第二項及び第三項、第二十五条の三並びに第二十五条の四第二項の規定は第一項の登録について、第二十五条の五から第二十五条の十六までの規定は第一項の登録を受けて講習、再講習又は研修の業務を行う者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第二十五条の三	第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ	第二十九条第三号イ及びロ並びに第四号ロ
	第二十五条の十三	第二十九条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の十三
第二十五条の五	第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ	第二十九条第三号イ及びロ並びに第四号ロ
第二十五条の六	第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ	第二十九条第三号イ及びロ並びに第四号ロ
	清掃作業監督者講習等登録機関	防除作業監督者講習等登録機関
第二十五条の七、第二十五条の九、第二十五条の十、第二十五条の十四及び第二十五条の十五	清掃作業監督者講習等登録機関	防除作業監督者講習等登録機関
第二十五条の八	清掃作業監督者講習等業務規程	防除作業監督者講習等業務規程
	清掃作業監督者講習等登録機関	防除作業監督者講習等登録機関
	清掃作業監督者講習等	防除作業監督者講習等
	第二十五条の十第二項第二号及び第四号	第二十九条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の十第二項第二号及び第四号
第二十五条の十一	清掃作業監督者講習等登録機関	防除作業監督者講習等登録機関

	第二十五条の四第一項各号	第二十九条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の四第一項各号
第二十五条の十二	清掃作業監督者講習等登録機関	防除作業監督者講習等登録機関
	第二十五条の六第一項	第二十九条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の六第一項
第二十五条の十三	清掃作業監督者講習等登録機関	防除作業監督者講習等登録機関
	第二十五条の三第一号又は第三号	第二十九条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の三第一号又は第三号
	第二十五条の六第二項、第二十五条の七から第二十五条の九まで、第二十五条の十第一項又は次条	第二十九条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の六第二項、第二十五条の七から第二十五条の九まで、第二十五条の十第一項又は次条
	第二十五条の十第二項各号	第二十九条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の十第二項各号
	第二十五条の十一	第二十九条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の十一
	第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ	第二十九条第三号イ及びロ並びに第四号ロ
第二十五条の十六	第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ	第二十九条第三号イ及びロ並びに第四号ロ
	第二十五条の七	第二十九条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の七
	第二十五条の九	第二十九条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の九
	第二十五条の十三	第二十九条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の十三

(建築物環境衛生総合管理業の登録基準)

第三十条 法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第八号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

一 次の機械器具を有すること。

- イ 真空掃除機
- ロ 床みがき機
- ハ 第二十六条第一号の測定器及び器具
- ニ 残留塩素測定器

二 業務全般を統括する者が、免状の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するものであること。

イ 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う業務全般を統括する者のための講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しない者

ロ イの講習の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う業務全般を統括する者のための再講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しないもの

三 清掃作業の監督を行う者が第二十五条第二号に規定する要件に該当するものであること。

四 清掃作業に従事する者が第二十五条第三号に規定する要件に該当するものであること。

五 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の監督を行う者が、職業能力開発促進法第四十四条第一項に規定する技能検定であつてビル設備管理の職種に係るものに合格した者又は免状の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するものであること。

- イ 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の監督を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しない者
- ロ イの講習の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の監督を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しないもの

六 空気環境の測定を行う者が第二十六条第二号に規定する要件に該当するものであること。

七 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。

- イ 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査に従事する者のすべてが受講できるものであること
- ロ その運営が適切で、かつ、定期的に行われるものであること

八 清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

(統括管理者講習等登録機関)

第三十条の二 前条第二号イ及びロ並びに第五号イ及びロの登録は、当該講習又は再講習の業務を行おうとする者の申請により行う。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 前条第二号イの登録 講習の内容が次に該当するものであること。

イ 講習の科目及び時間数は、次のとおりであること。

- (1) 建築物環境衛生制度 二時間以上
- (2) 建築物管理総論 七時間以上
- (3) 建築環境衛生管理技術 九時間以上
- (4) 業務計画と業務管理 三時間以上

ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの科目を教授するものであること。

- (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
- (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者(当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。)で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
- (3) (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

二 前条第二号ロの登録 再講習の内容が次に該当するものであること。

イ 再講習は、次に掲げる事項について行うものとし、当該再講習の総時間数は、十二時間以上とするものであること。

- (1) 業務全般を統括する者として必要な知識に関すること。
 (2) 新たな技術、社会情勢の変化及び関係法令の内容に関すること。
- ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの事項を教授するものであること。
- (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
 (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
 (3) (1) 又は (2) に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
- 三 前条第五号イの登録 講習の内容が次の全てに該当するものであること。
- イ 講習の科目及び時間数は、次のとおりであること。
- (1) 建築物環境衛生制度 二時間以上
 (2) 建築物の衛生的管理 九時間以上
 (3) 作業監督の実際 三時間以上
- ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの科目を教授するものであること。
- (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
 (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
 (3) (1) 又は (2) に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
- 四 前条第五号ロの登録 再講習の内容が次の全てに該当するものであること。
- イ 再講習は、次に掲げる事項について行うものとし、当該再講習の総時間数は、七時間以上とするものであること。
- (1) 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の監督を行う者として必要な知識に関すること。
 (2) 新たな技術、社会情勢の変化及び関係法令の内容に関すること。
- ロ 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者がイの事項を教授するものであること。
- (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
 (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後十年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの
 (3) (1) 又は (2) に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
- 3 第二十五条の二第二項及び第三項、第二十五条の三並びに第二十五条の四第二項の規定は第一項の登録について、第二十五条の五から第二十五条の十六までの規定は第一項の登録を受けて講習又は再講習の業務を行う者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第二十五条の二第二項及び第三項並びに第二十五条の四第二項	講習、再講習又は研修	講習又は再講習
第二十五条の三	第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ 第二十五条の十三	第三十条第二号イ及びロ並びに第五号イ及びロ 第三十条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の十三
第二十五条の五	第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ	第三十条第二号イ及びロ並びに第五号イ及びロ
第二十五条の六	第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ	第三十条第二号イ及びロ並びに第五号イ及びロ
	清掃作業監督者講習等登録機関	統括管理者講習等登録機関
	講習、再講習又は研修	講習又は再講習
第二十五条の七	清掃作業監督者講習等登録機関	統括管理者講習等登録機関
	講習、再講習若しくは研修	講習若しくは再講習
第二十五条の九、第二十五条の十、第二十五条の十四及び第二十五条の十五	清掃作業監督者講習等登録機関 講習、再講習又は研修	統括管理者講習等登録機関 講習又は再講習
第二十五条の八	清掃作業監督者講習等業務規程 清掃作業監督者講習等登録機関 清掃作業監督者講習等 講習、再講習又は研修	統括管理者講習等業務規程 統括管理者講習等登録機関 統括管理者講習等 講習又は再講習
	第二十五条の十第二項第二号及び第四号	第三十条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の十第二項第二号及び第四号
第二十五条の十一	清掃作業監督者講習等登録機関	統括管理者講習等登録機関
	第二十五条の四第一項各号	第三十条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の四第一項各号
第二十五条の十二	清掃作業監督者講習等登録機関	統括管理者講習等登録機関
	第二十五条の六第一項 講習、再講習若しくは研修	第三十条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の六第一項 講習若しくは再講習
第二十五条の十三	清掃作業監督者講習等登録機関 講習、再講習又は研修	統括管理者講習等登録機関 講習又は再講習
	第二十五条の三第一号又は第三号	第三十条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の三第一号又は第三号

	第二十五条の六第二項、第二十五条の七から第二十五条の九まで、第二十五条の十第一項又は次条	第三十条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の六第二項、第二十五条の七から第二十五条の九まで、第二十五条の十第一項又は次条
	第二十五条の十第二項各号	第三十条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の十第二項各号
	第二十五条の十一	第三十条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の十一
	第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ	第三十条第二号イ及びロ並びに第五号イ及びロ
第二十五条の十六	第二十五条第二号イ及びロ並びに第三号ロ	第三十条第二号イ及びロ並びに第五号イ及びロ
	第二十五条の七	第三十条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の七
	第二十五条の九	第三十条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の九
	第二十五条の十三	第三十条の二第三項の規定により読み替えて準用する第二十五条の十三
	講習、再講習若しくは研修	講習若しくは再講習

(登録の申請)

第三十一条 法第十二条の二第一項の規定により登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名及び住所
- 二 登録に係る営業所の名称及び所在地並びに責任者の氏名
- 三 登録を受けようとする事業の区分
- 2 法第十二条の二第一項第一号の事業に関し登録を受けようとする場合には、前項の申請書に次の書類を添付しなければならない。
 - 一 清掃作業に用いる機械器具の概要を記載した書面
 - 二 清掃作業の監督を行う者の氏名を記載した書面及びその者が第二十五条第二号に規定する者であることを証する書類
 - 三 第二十五条第三号に規定する研修の実施状況を記載した書面
 - 四 清掃作業及び清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面
- 3 法第十二条の二第一項第二号の事業に関し登録を受けようとする場合には、第一項の申請書に次の書類を添付しなければならない。
 - 一 空気環境の測定に用いる機械器具の概要を記載した書面
 - 二 空気環境の測定を行う者の氏名を記載した書面及びその者が第二十六条第二号に規定する者であることを証する書類
 - 三 空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面
- 4 法第十二条の二第一項第三号の事業に関し登録を受けようとする場合には、第一項の申請書に次の書類を添付しなければならない。
 - 一 空気調和用ダクトの清掃に用いる機械器具の概要を記載した書面
 - 二 空気調和用ダクトの清掃作業の監督を行う者の氏名を記載した書面及びその者が第二十六条の三第二号に規定する者であることを証する書類
 - 三 第二十六条の三第三号に規定する研修の実施状況を記載した書面
 - 四 空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面
- 5 法第十二条の二第一項第四号の事業に関し登録を受けようとする場合には、第一項の申請書に次の書類を添付しなければならない。
 - 一 飲料水の水質検査に用いる機械器具の概要を記載した書面
 - 二 飲料水の水質検査を行う検査室の設置場所、構造及び機械器具の配置を明らかにする図面
 - 三 飲料水の水質検査を行う者の氏名を記載した書面及びその者が第二十七条第三号に規定する者であることを証する書類
 - 四 飲料水の水質検査及び飲料水の水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面
- 6 法第十二条の二第一項第五号の事業に関し登録を受けようとする場合には、第一項の申請書に次の書類を添付しなければならない。
 - 一 飲料水の貯水槽の清掃に用いる機械器具の概要を記載した書面
 - 二 前号の機械器具の保管庫の設置場所及び構造並びに保管状態を明らかにする図面
 - 三 飲料水の貯水槽の清掃作業の監督を行う者の氏名を記載した書面及びその者が第二十八条第四号に規定する者であることを証する書類
 - 四 第二十八条第五号に規定する研修の実施状況を記載した書面
 - 五 飲料水の貯水槽の清掃作業及び飲料水の貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面
- 7 法第十二条の二第一項第六号の事業に関し登録を受けようとする場合には、第一項の申請書に次の書類を添付しなければならない。
 - 一 排水管の清掃に用いる機械器具の概要を記載した書面
 - 二 前号の機械器具の保管庫の設置場所及び構造並びに保管状態を明らかにする図面
 - 三 排水管の清掃作業の監督を行う者の氏名を記載した書面及びその者が第二十八条の三第四号に規定する者であることを証する書類
 - 四 第二十八条の三第五号に規定する研修の実施状況を記載した書面
 - 五 排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面
- 8 法第十二条の二第一項第七号の事業に関し登録を受けようとする場合には、第一項の申請書に次の書類を添付しなければならない。
 - 一 ねずみ等の防除作業に用いる機械器具の概要を記載した書面
 - 二 前号の機械器具及び防除作業に用いる薬剤の保管庫の設置場所及び構造並びに保管状態を明らかにする図面
 - 三 ねずみ等の防除作業の監督を行う者の氏名を記載した書面及びその者が第二十九条第三号に規定する者であることを証する書類
 - 四 第二十九条第四号に規定する研修の実施状況を記載した書面
 - 五 ねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面
- 9 法第十二条の二第一項第八号の事業に関し登録を受けようとする場合には、第一項の申請書に次の書類を添付しなければならない。
 - 一 清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査に用いる機械器具の概要を記載した書面
 - 二 業務全般を統括する者の氏名を記載した書面及びその者が第三十条第二号に規定する者であることを証する書類
 - 三 清掃作業の監督を行う者の氏名を記載した書面及びその者が第三十条第三号に規定する者であることを証する書類
 - 四 第三十条第四号に規定する研修の実施状況を記載した書面
 - 五 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の監督を行う者の氏名を記載した書面並びにその者が第三十条第五号に規定する者であることを証する書類
 - 六 空気環境の測定を行う者の氏名を記載した書面及びその者が第三十条第六号に規定する者であることを証する書類
 - 七 第三十条第七号に規定する研修の実施状況を記載した書面

八 清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面

(登録証明書)

第三十二条 都道府県知事は、法第十二条の二第一項の登録をしたときは、申請者に様式第六号による登録証明書を交付するものとする。
(変更の届出等)

第三十三条 法第十二条の二第一項の登録を受けた者(以下「登録業者」という。)は、次に掲げる事項に変更があつたとき又は登録に係る事業を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 登録に係る営業所の名称及び所在地並びに責任者の氏名
- 三 事業の用に供する主要な機械器具その他の設備
- 四 第三十一条第二項第二号若しくは第四号、第三項第二号若しくは第三号、第四項第二号若しくは第四号、第五項第三号若しくは第四号、第六項第三号若しくは第五号、第七項第三号若しくは第五号、第八項第三号若しくは第五号又は第九項第二号、第三号、第五号、第六号若しくは第八号に規定する書面に記載された事項
- 2 前項第三号又は第四号の事項に変更があつたときは、変更後においても第二十五条から第三十条までに規定する基準に適合することを証する書類を添付しなければならない。

第三章 登録業者等の団体の指定

(指定の申請)

第三十四条 法第十二条の六第一項の規定により指定を受けようとする一般社団法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 事務所の所在地
- 2 前項の指定申請書には、次の書類を添付しなければならない。
 - 一 定款
 - 二 登記事項証明書
 - 三 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
 - 四 社員又は社員たる団体の構成員の氏名若しくは名称、住所及び登録業者であるか否かの別を記載した書面
 - 五 法第十二条の六第二項に掲げる業務(以下この条及び次条において「指定団体の業務」という。)の実施に関する基本的な計画
 - 六 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに申請の日を含む事業年度における事業計画書及び収支予算書
 - 七 指定団体の業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類
 - 八 前各号に掲げるもののほか、次条に規定する要件に適合することを説明した書類

(指定の基準)

第三十四条の二 厚生労働大臣は、法第十二条の六第一項の規定により指定の申出をした一般社団法人が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

- 一 前条第二項第五号に規定する計画について、指定団体の業務の適確な実施のために適切なものを作成していること。
- 二 指定団体の業務を適確かつ円滑に行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
- 三 指定団体の業務以外の業務を行っている場合は、その業務を行うことによって指定団体の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(変更の届出)

第三十五条 法第十二条の六第一項の指定を受けた法人(以下「指定団体」という。)は、名称、所在地又は代表者を変更したときは、遅滞なく厚生労働大臣に届け出なければならない。

(業務の一部委託の申請)

第三十六条 指定団体は、法第十二条の六第三項の規定によりその業務の一部を他の者に委託しようとするときは、次に掲げる事項を記載した委託承認申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 委託を必要とする理由
- 二 受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名及び住所
- 三 委託しようとする業務内容及び範囲
- 四 委託の期間

第四章 雑則

(身分を示す証明書の様式)

第三十七条 法第七条の十五第二項(法第九条の十二第二項及び法第十二条の九第二項において準用する場合を含む。)の規定により職員が携帯すべき証明書は、様式第七号による。

(フレキシブルディスクによる手続)

第三十八条 次の各号に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録したフレキシブルディスク並びに申請者、届出者又は報告者の名称及び住所並びに申請、届出又は報告の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによって行うことができる。

- 一 第十九条第一項に規定する申請書
- 二 第十九条の三第一項に規定する届書
- 三 第十九条の三第二項に規定する届書
- 四 第十九条の四に規定する申請書
- 五 第十九条の六第一項に規定する届書
- 六 第十九条の七第一項に規定する申請書
- 七 第十九条の七第二項に規定する申請書
- 八 第十九条の九に規定する申請書
- 九 第十九条の十一に規定する試験結果報告書及び合格者一覧
- 十 第三十四条第一項に規定する申請書
- 十一 第三十六条に規定する委託承認申請書

- 2 第十九条の六第二項及び第三十五条の規定による届出については、当該届出に係る事項を記録したフレキシブルディスク並びに届出者の名称及び住所並びに当該届出の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによって行うことができる。
(フレキシブルディスクの構造)
- 第三十九条** 前条のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。
(フレキシブルディスクへの記録方式)
- 第四十条** 第三十八条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。
一 トラックフォーマットについては、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）第二条の規定による改正前の工業標準化法に基づく日本工業規格X六二二四号又は日本産業規格X六二二五号に規定する方式
二 ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五号に規定する方式
(フレキシブルディスクに貼り付ける書面)
- 第四十一条** 第三十八条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。
一 申請者、届出者又は報告者の名称
二 申請年月日、届出年月日又は報告年月日
- 附 則**
1 この省令は、公布の日から施行する。
2 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく特定建築物についての届出に関する省令（昭和四十五年厚生省令第五十三号）は、廃止する。
3 昭和四十七年十月十二日までに提出される第一条第一項の届書であつて建築物環境衛生管理技術者が選任されていない特定建築物に係るものには、同項第七号の規定にかかわらず、建築物環境衛生管理技術者の氏名、住所及び免許番号を記載することを要しない。
4 前項の届書を提出した特定建築物所有者等は、当該特定建築物の建築物環境衛生管理技術者を選任したときは、その日から一箇月以内に、第一条第一項第一号、第二号、第六号及び第七号に掲げる事項並びに建築物環境衛生管理技術者を選任した年月日を記載した届書を、当該特定建築物の所在場所を管轄する保健所長を経由して、都道府県知事に提出しなければならない。
- 附 則（昭和四九年四月二日厚生省令第一〇号）**
この省令は、昭和四十九年五月一日から施行する。
附 則（昭和五二年一月一八日厚生省令第一号） 抄
(施行期日)
1 この省令は、昭和五十二年四月一日から施行する。
附 則（昭和五三年四月二五日厚生省令第二三号）
この省令は、昭和五十三年六月二十三日から施行する。
附 則（昭和五六年三月三日厚生省令第一一〇号） 抄
- 1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条第三項及び第四条第三項を削る改正規定並びに次項の規定は、昭和五十六年五月十日から施行する。
附 則（昭和五七年十一月一六日厚生省令第五二〇号）
この省令は、昭和五十八年四月一日から施行する。ただし、第一条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。
附 則（昭和五九年三月三一日厚生省令第二〇号） 抄
- 1 この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。
附 則（昭和五九年九月五日厚生省令第四二〇号） 抄
- 1 この省令は、昭和五十九年十月一日から施行する。
附 則（昭和六〇年二月一五日厚生省令第二号）
(施行期日)
1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三十三条第一項の改正規定は、昭和六十年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この省令の施行の際現に行つてこの省令による改正前の様式による免状の交付、書換え交付又は再交付の申請は、この省令による改正後の様式による申請とみなす。
附 則（平成四年一二月二一日厚生省令第七〇号）
この省令は、平成五年十二月一日から施行する。
附 則（平成五年九月八日厚生省令第三八号）
この省令は、平成五年十二月一日から施行する。
附 則（平成六年二月二八日厚生省令第六号）
- 1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。
附 則（平成六年七月一日厚生省令第四七号） 抄
- 1 この省令は、公布の日から施行する。
3 当分の間、この省令による改正後の建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第一条第一項中「設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長」とあるのは、「設置する市にあつては、市長」とする。
附 則（平成六年一二月一四日厚生省令第七七号） 抄
(施行期日)
- 第一条** この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成九年三月二四日厚生省令第一六号）
この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成九年九月三日厚生省令第六七号）
この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成一一年一月一一日厚生省令第四号）
(施行期日)
1 この省令は、公布の日から施行する。

三号イ及びロ並びに第四号ロ、第三十条二号イ及びロ並びに第五号イ及びロに規定する講習、再講習又は研修の課程を修了した者とみなす。

- 5 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成一七年三月七日厚生労働省令第二五号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附 則（平成一八年三月三十一日厚生労働省令第七五号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（以下「平成十七年改正法」という。）及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第七条 平成十七年改正法附則第三条第一項に規定する者については、前条の規定による改正前の建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第七条第五号及び第二十七条第三号ロの規定は、なおその効力を有する。この場合において、同令第七条第五号中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二条第一項」とあるのは「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十九号。以下「平成十七年改正法」という。）による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二条第一項」と、同令第二十七条第三号ロ中「衛生検査技師」とあるのは「平成十七年改正法附則第三条第一項に規定する者」とする。

附 則（平成一八年四月二八日厚生労働省令第一一六号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年五月一日から施行する。

附 則（平成一九年一月九日厚生労働省令二号）

この省令は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年一月九日）から施行する。

附 則（平成一九年三月三〇日厚生労働省令第四三号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

（助教授の在職に関する経過措置）

第二条 この省令による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、この省令の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

一から五まで 略

六 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第十九条の五第一号、第二十五条の四第一項第一号ロ（1）、第二号ロ（1）及び第三号ハ（1）、第二十六条の二第二項第一号ロ（1）及び第二号ロ（1）、第二十六条の四第二項第一号ロ（1）、第二号ロ（1）及び第三号ハ（1）、第二十八条の二第二項第一号ロ（1）、第二号ロ（1）及び第三号ハ（1）、第二十八条の四第二項第一号ロ（1）、第二号ロ（1）及び第三号ハ（1）、第二十九条の二第二項第一号ロ（1）、第二号ロ（1）及び第三号ハ（1）並びに第三十条の二第二項第一号ロ（1）、第二号ロ（1）、第三号ロ（1）及び第四号ロ（1）

附 則（平成一九年一二月二五日厚生労働省令第一五二号）

この省令は、平成十九年十二月二十六日から施行する。

附 則（平成一九年一二月二八日厚生労働省令第一五三号）

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年一二月二八日厚生労働省令第一六三号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

附 則（平成二一年三月三〇日厚生労働省令第六一号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十一年三月三十一日から施行する。ただし、第四条第一項第三号イ及びロ並びに同項第四号ロ、ハ及びニの改正規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第三十四条第二項第六号、第七号及び第八号並びに第三十四条の二の規定は、この省令の施行の日以後に建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の六第一項の規定により指定の申出をした一般社団法人について適用する。

附 則（平成二二年四月二二日厚生労働省令第六六号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十二年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に存する特定建築物の所有者（所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）は、この省令の施行の日から起算して一年以内に、この省令による改正後の建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第一条第一項第六号に掲げる事項を都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）に届け出なければならない。この場合において、新規則第一条第三項各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

附 則（平成二四年六月二九日厚生労働省令第九七号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十四年七月九日から施行する。

附 則（平成二四年七月一八日厚生労働省令第一〇四号）

（施行期日）

1 この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。

（建築物飲料水水質検査業の登録基準等に係る経過措置）

2 この省令の施行の際現に建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十二条の二第一項第四号及び第八号に掲げる事業に係る同項の登録を受けている者及びこの省令の施行の際現に当該登録の申請をしている者については、当該登録に係る事業に関する限りにおい

て、この省令の施行の日から起算して六年間は、この省令による改正前の建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第二十七条及び第三十一条第九項の規定は、なお効力を有する。

附 則（平成二六年二月二八日厚生労働省令第一五号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年七月三〇日厚生労働省令第八七号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、薬事法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

附 則（平成二八年三月二九日厚生労働省令第四七号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この省令の施行前に旧規則第六十一条第三項第十一号に規定するビルクリーニングに係る技能検定に合格した者は、第二条の規定による改正後の建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の適用については、新規別表第十一の四の検定職種の欄に掲げるビルクリーニングに係る一級の技能検定に合格した者とみなす。

附 則（平成三〇年二月一六日厚生労働省令第一五号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和元年六月二八日厚生労働省令第二〇号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和二年一二月八日厚生労働省令第一九六号）

（施行期日）

1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和三年一二月二四日厚生労働省令第一九九号）

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

様式第一号(第九条関係)

(表 面)

収入印紙

(消印しては)
(ならない)

建築物環境衛生管理技術者免状交付申請書

ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日生
旧 姓		通 称 名	
本 籍			
住 所	郵便番号	電話番号	— —
建築物環境 衛生管理技 術者となる 資格	① 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習会の課程を修了した。 (修了年月日 年 月 日) (修了証書番号 第 号)		
	② 建築物環境衛生管理技術者試験に合格した。 (受験年月日 年 月 日) (受験番号 第 号)		

(裏 面)

<p>私は、表面の各事項について虚偽の記載をせず、かつ、次の欠格事由に該当しないことを誓約します。</p> <p>1 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第7条第3項の規定により建築物環境衛生管理技術者免状の返納を命ぜられ、その日から起算して1年を経過しない者</p> <p>2 建築物における衛生的環境の確保に関する法律又は同法に基づく処分に違反して罰金の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないもの</p> <p>上記により、建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けたいので申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>氏名</p> <p>厚生労働大臣殿</p>
--

備考 用紙の大きさは、A列4番とする。

様式第二号（第十条関係）

第	号
建築物環境衛生管理技術者免状	
本籍地(国籍)	
年 月 日生	
建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第7条第1項の 規定によりこの免状を交付する。	
年 月 日	
厚生労働大臣	
印	

備考 免状の申請時等に旧姓又は通称名の併記の希望があった場合には、氏名と併せて記載する。

様式第三号(第十一条関係)

建築物環境衛生管理技術者免状書換え交付申請書

建築物環境衛生 管理技術者免状 番号及び交付年 月日	第 号 (年 月 日)		
ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日生
旧 姓		通称名	
本 籍			
住 所	郵便番号	電話番号	— —
書換え交付申請 の理由			
<p>上記により、建築物環境衛生管理技術者免状の書換え交付を受けたいので申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>氏 名</p> <p>厚生労働大臣殿</p>			

備考 用紙の大きさは、A列4番とする。

様式第四号（第十二条関係）

収入印紙

(消印しては)
ならない

建築物環境衛生管理技術者免状再交付申請書

建築物環境衛生 管理技術者免状 番号及び交付年 月日	第 号 (年 月 日)		
ふりがな 氏名	生年月日	年 月 日生	
旧 姓	通称名		
本 籍			
住 所	郵便番号	電話番号	— —
再交付申請の理 由			
<p>上記により、建築物環境衛生管理技術者免状の再交付を受けたいので申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>氏 名</p> <p>厚生労働大臣殿</p>			

備考 用紙の大きさは、A列4番とする。

様式第四号の二(第十四条の四関係)

登録講習機関業務休廃止届書

1	登 録 番 号	
2	登録講習機関の名称	
3	届出者の氏名又は名称	
4	届 出 者 の 住 所	電話()
5	(休止・廃止)しようとする業務の範囲	
6	(休止・廃止)年月日	
7	休 止 の 期 間	
8	(休止・廃止)の理由	

年 月 日

届出者

厚生労働大臣 殿

備考

- 1 用紙の大きさは、A列4番とする。
- 2 5、6及び8の欄中()内は、該当しない文字を抹消すること。

様式第五号(第十八条関係)

建築物環境衛生管理技術者試験受験願書

ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日生
住所	郵便番号	電話番号	— —
受験希望地			
<p>上記により、建築物環境衛生管理技術者試験を受けたいので申し込みます。</p> <p>年 月 日</p> <p>氏名</p> <p>厚生労働大臣 殿 指定試験機関</p>			

収入印紙貼り付け欄(消印してはならない。)

(注) 指定試験機関が試験事務の全部を行う場合には、所定の手続により受験手数料を納付し、収入印紙は、貼らないこと。

- 備考 1 用紙の大きさは、A列4番とする。
- 2 厚生労働大臣が受験手続に関する試験事務を行う場合には厚生労働大臣に、指定試験機関が受験手続に関する試験事務を行う場合には直接当該指定試験機関に提出すること。
- 3 指定試験機関が試験事務の全部を行う場合には、所定の手続により受験手数料を納付し、収入印紙は、貼らないこと。

様式第六号(第三十二条関係)

建築物	業登録証明書
商号又は名称	
代表者氏名	
登録に係る営業所の 名称及び所在地	
登録番号	第 号
登録有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
上記につき、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の登録をしたことを証明する。	
年 月 日	
都道府県知事	印

備考 用紙の大きさは、A列4番とする。

様式第七号（第三十七条関係）

様式第七号(第三十七条関係)

(表 面)

12cm	
<p>第 号 官 職 氏 名 生年月日 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第7 条の15第2項、第9条の12第2項又は第12条の9第2項の 規定による立入検査を行う職員の証 発行年月日 厚生労働大臣 印</p>	<p>写 真</p>
8cm	

(裏 面)

この証明書を携帯する者は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律により立入検査をする職権を行う者で、その関係条文は、次のとおりである。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律抜すい

第7条の15 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、登録講習機関に対し、業務に関して必要な報告をさせ、又はその職員に、登録講習機関の業務を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第9条の12 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、その業務に関して必要な報告をさせ、又はその職員に、その業務を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第7条の15第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第12条の9 厚生労働大臣は、指定団体の行う第12条の6第2項の業務の運営に関し必要があると認めるときは、その指定団体に対し、その業務に関して必要な報告をさせ、又はその職員に、その業務を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第7条の15第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。